



Title	瀬戸内漁村における村落変質構造と漁民諸階層の生産・労働・生活：下津井における事例研究
Author(s)	白樫, 久
Citation	『調査と社会理論』・研究報告書, 9, 31-64
Issue Date	1985
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/24251
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_P31-64.pdf



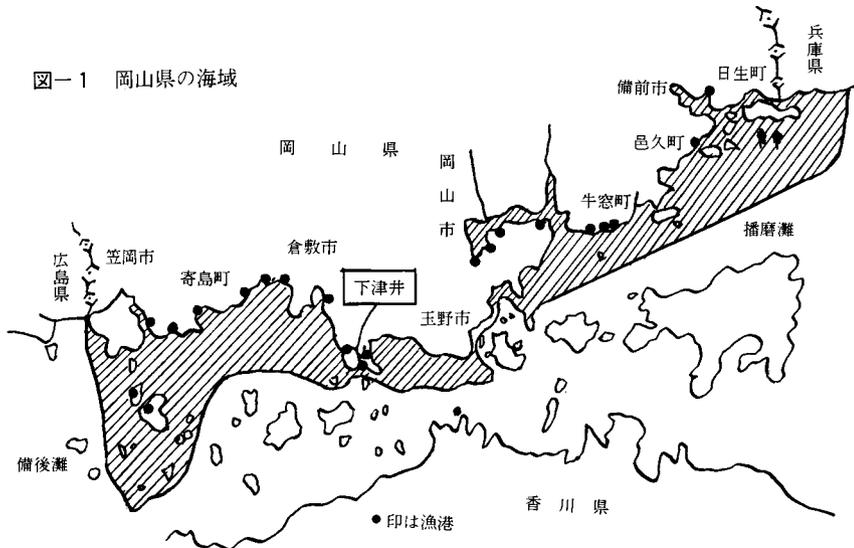
瀬戸内漁村における村落変質構造と 漁民諸階層の生産・労働・生活

——下津井における事例研究——

白 樫 久

I 岡山県漁業の概況

岡山県は、瀬戸内海に沿って、東西200kmにおよぶ海岸線をもっている。しかし、四国、香川県との関係で、その海域は、きわめて狭い海に限定されている（図-1）。海域は、全体が浅海で、入江、湾、島が多いが、この条件を利用して共同漁業権が設けられ、沿岸の漁民は、様々な創意的な漁法をもって、漁業を営んできた。岡山県の漁民は、地先海岸が狭隘であるため、入会をもって漁を営まざるを得ないが、その調整をめぐる古くから、香川県との漁場紛争が絶えなかった。^(注1)



資料：岡山県農林部「岡山県の農林漁業」

又、岡山県の狭い海岸は、藩政時代から埋め立て、干拓による農地等の造成がすすめられ、昭和に入ってから漁場喪失面積は、近年の水島地域の埋め立てを含めて9000haにもおよんでいる（表-1）。赤潮の広範な海域での発生にみられるように、漁民にとって漁業環境は、常に悪くなりつつあるところでもある。

漁獲面では、最近は「とる漁業から作る漁業へ」と言われる如く、海面養殖業の伸びが著しく、海面漁獲生産の70%を超えるようになった（表-2）。海面漁業の漁類（かれい、

表－1 漁場喪失状況

(ha.%)

年次	計	干拓	埋立	塩田造成	沼水化
昭9～54	8,913	6,664	592	557	1,100
昭9～54	100.0	74.8	6.6	6.3	12.3

岡山県水産課資料

表－2 漁種別漁業生産量（海域のみ）

	総量 (t)	海面漁業 (t)	海面養殖 (t)
昭和35年	16,906(100%)	13,606 (80.5%)	3,300 (19.5%)
45	29,755	19,645 (68.8%)	10,110 (31.2%)
昭和51年	43,108	15,542 (36.1%)	27,566 (63.9%)
		8,442 (魚類)	7,893 (海苔)
		3,661(水産動物)	19,530 (かき)
		1,437 (貝類)	143 (その他)
		2,052 (海藻)	
昭和54年	39,282	13,623 (34.6%)	25,659 (65.4%)
		7,042 (魚類)	8,988 (海苔)
		3,273(水産動物)	16,433 (かき)
		1,125 (貝類)	238 (その他)
		2,183 (海藻)	
昭和57年	42,707	11,994 (28.1%)	30,713 (71.9%)
		6,295 (魚類)	7,731 (海苔)
		3,198(水産動物)	22,755 (かき)
		662 (貝類)	227 (その他)
		1,840 (海藻)	

岡山県「漁業生産統計調査」より

いかなご)、水産動物(えび、たこ、しゃこ)、貝類(も貝、たいらぎ貝)等の漁獲量は、資源の減少のため、年々の低下が激しい。

漁業構造の動きをみると、零細な沿岸漁業が主体であるため漁業経営体、漁業就業者等の変化が大きい。個人経営を主体する漁業経営体は、昭和29年からみると、その総数は半減した。この30年余の間に、多数の漁業からの離脱者がでたことになる。

経営体の規模も、その所有する船の大きさからみると無動力船使用の漁家が減り、3t以上の動力船所有の漁家が増加している。しかし、漁家全体では3t未満船所有の漁家の比率は変わらず、42%を占めている(表-3)。漁家では専業経営の比率が高くなり、兼業漁家、特に第二種兼業の比率が半分となり、漁業経営体の減少とともに、下層の漁家の淘汰がすすめられたものと思われる(表-4)。

漁業就業者は、昭和40年以来、県全体で1600人余の減少がみられ、漁業離脱、他産業就業、あるいは高齢によるリタイアなどがすすんでいる。特に、15～39歳の若い漁民の減少がめだち、逆に女子が増加している。漁民の中・高年齢化、あるいは婦人の役割の増大が一つの傾向である(表-5)。

調査と分析の対象となる倉敷市の漁業の岡山県の中での比重は、きわめて高い。漁家数

表-3 漁船階層別経営体数 (団体含)

	総数	無動力船	動力船			
			3t未満	3t~4.99	5t~29.9	30t~
昭和29年	5,135	1,932 (37.6%)	2,156 (42.0%)	224 (4.4%)	89 (1.7%)	3 (0.1%)
40	3,818	328 (8.6%)	2,044 (53.5%)	353 (9.2%)	18 (0.5%)	2 (0.1%)
50	2,907	32 (1.1%)	1,435 (49.4%)	518 (17.8%)	85 (2.9%)	3 (0.1%)
56	2,712	28 (1.0%)	1,140 (42.0%)	556 (20.5%)	117 (4.3%)	1 (0.0%)

農林省「漁業センサス」より

表-4 漁業経営体数 (個人)

	総計	専業	I兼	II兼
昭和29年	5,074	795(15.7%)	1,672(33.0%)	2,607(51.4%)
38	3,782	620(16.4%)	1,838(48.6%)	1,324(35.0%)
48	2,833	931(32.9%)	1,160(40.9%)	742(26.2%)
53	2,649	906(34.2%)	918(34.7%)	825(31.1%)
57	2,541	1,043(41.0%)	838(33.0%)	660(26.0%)

農林省「漁業センサス」より

表-5 漁業就業者数

()は%

	総数	男計	15~24才	25~39才	40~59才	60才~	女
昭和40年	5,650	4,766(84.4)	1,842 (32.6)		1,776 (31.4)	1,148 (20.3)	884 (15.7)
45	5,075	3,770(74.3)	185(3.7)	912 (18.0)	1,518 (29.9)	1,155 (22.8)	1,305 (25.7)
50	4,195	3,203(76.4)	90(2.2)	660 (15.8)	1,505 (35.9)	948 (35.9)	992 (23.7)
55	4,010	2,903(73.1)	110(2.7)	630 (15.7)	1,430 (35.7)	760 (19.0)	1,080 (26.9)

農林省「漁業センサス」より

表-6 漁法別漁家数 (倉敷市)

	底びき	敷き網	刺網	釣り	はえ縄	採貝採草	その他海面漁業	浅海養殖
S. 43	253戸	71	88	381	55	69	82	138
S. 54	209	38	38	374	16	20	79	165

倉敷市統計書より

では、県の38.9%を占め、魚類生産では、同じく32.7%、水産動物35.7%、貝類生産では86.9%を占める。その漁場は、備讃瀬戸に面して、児島、水島、玉島の各海域と香川県への入会海域が主たるものである。ここでの漁業も、近年、養殖漁業、特に海苔の生産が盛んになり、10年間で、その生産は8倍に増加している。海面漁業では、児島、玉島、水島各海域で、底びき、敷き網、釣り、たこ漁、それに潜水漁法による貝類生産が中心となっている(表-6)。

倉敷市漁業は、水島地区の埋め立て、コンビナート操業、新しい航路の設定等によって漁場の喪失が激しく、又公害の影響も大きかった。いい変えれば、高度経済成長期の瀬戸内海とその沿岸の開発行政に大きく影響を受けてきたのが、倉敷市の漁業である。

注 下津井漁民と香川県塩飽島漁民との入会をめぐる漁場紛争は藩政時代から、しばしばおきていた。

明治になっても、政府の旧慣行尊重という方針により、下津井漁民は塩飽水域から、又々占め出されようとし、紛争、訴訟も絶えることがなかった。

紛争は、大正、昭和になっても収まることなく、遂に昭和6年、下津井漁民が「本島」に海上デモをかけ、塩飽漁業組合連合組合長宅を「襲撃」し、漁民50名余が刑罰に処せらる事件も起きた。下津井漁民の漁場の狭隘さから生じた事件である。

下津井地区をめぐる漁場紛争については、「明治以降における岡山県下津井をめぐる漁場問題」（河野通博『漁場用益形態の研究』未来社刊、昭和37年）を参照。

II 下津井地区の漁業と漁民

岡山県西部の児島半島の南端、備讃瀬戸にのぞんで、古くから「下津井四ヶ浦」と称せられる大島、田の浦、吹上、下津井と四つの漁村集落がある。四つの集落は、近世には、それぞれ独立した「村」を為していたが、地理的に隣接関係にあり、漁業は同一の漁場で営んでいた。村ごとに独特の漁法をもち、昔から、大島はゴチ網（まだい、くろだい）、吹上は延縄、たこ釣、田の浦は延縄、たこ釣、下津井の小字杓井戸がタイ釣、古下津井は、たこ縄、下津井は底びきとそれぞれ、得意とする漁法があったが、これは、狭い漁場での漁民間の漁獲の競争、乱獲を防ぐ知恵でもあった。

この地は、古くから西海航路の商業港であり、また対岸、昆比羅参りの船出港として栄えてきた。吹上村が、商人の集住する地で、魚問屋が集まり、神戸や大阪に魚運搬船が出ていく地でもあり、又、往来する商人の宿場の町でもあった。

しかし、下津井地区は、きわめて限られた専有海面しかもてなかった。図-2のとおり、眼の前の島は、対岸、香川県であり、漁場は、四国、あるいは他地区と入会の協定を取り結ばなければならなかった。現在、下津井地区の漁民は、旧4村を併せて582経営体、その内、専業198、第一種兼業252、同二種132であり、漁業の世帯員数は男女併せて2,537人である（表-7）。

船の所有では、3t以上の漁家が県全体よりも比率が高い（表-8）。

表-7 漁業経営体数・漁業世帯員数（下津井地区）

	総数	専業	I 兼	II 兼	男	女	計
昭和48年	700	297(42.4%)	357(51.6%)	46(6.6%)	1,471	1,382	2,853
54年	582	198(34.0%)	252(43.3%)	132(22.7%)	1,318	1,219	2,537

倉敷市統計書より

表-8 動力規模別所有船（下津井地区）

	無動力	1t 未満	1~3t	3~5t	5~10t	10t~	浅海養殖
昭和48年	5	40	338	240	32	7	29
54年	—	18	244	220	55	17	40

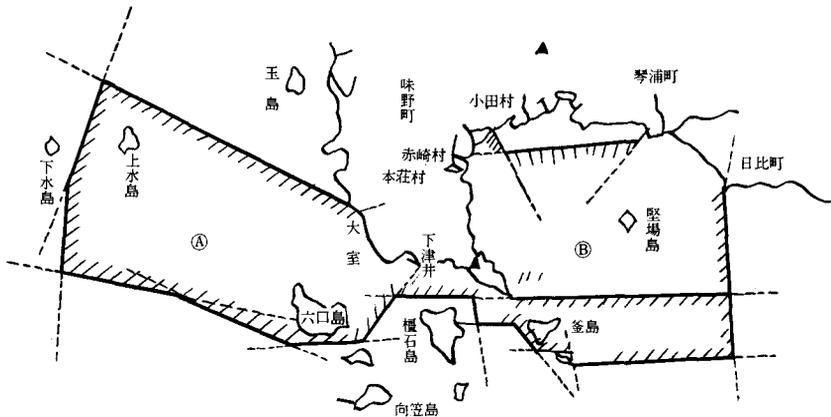
倉敷市統計書より

昭和50年代に入っても、漁家数、および漁業世帯員数は減り続けていて、下津井地区の漁業は、依然として厳しい状態にあることが予測される。

調査は、下津井地区、旧下津井の西の脇部落を選出し、実施した。西の脇部落は、児島

半島西端，西の崎の入口に位置する。その西の脇部落は，現在，戸数160，内，漁家は100戸，非漁家の比重が今日ではかなり高いところである。部落は，今日，1～4丁目の4つの小字に分れている。調査は，4丁目32戸の漁家について実施した。

図一 2 下津井漁業組合専用漁場図



注) 明治41年9月，農商務大臣より免許がおりた専用漁許状海域。
 ①, ②の2ヵ所よりなるが，いずれも隣接する「漁協」と入会協定をもつ。
 資料：「漁村の生活」(瀬戸内海総合研究会編)p160より転載加筆。

各漁家の基礎的屬性は表一9に示してある。各漁家をⅠ～Ⅲ層に分類したが，その分類は，許可漁業，各家の労働力，持ち船数(屯数)，粗収入，家族の就業動向にもとづいている。

表一9 調査対象漁家基礎表

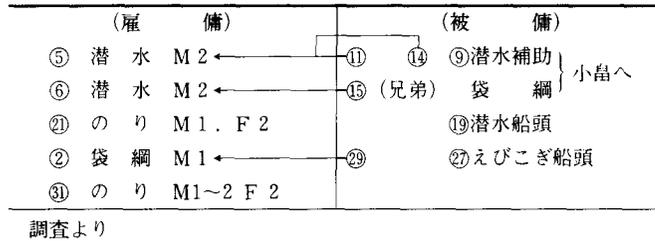
	生 年	許可漁業 労働力	所 有 船	粗収入※(昭和57年)	家 族 の 就 業
Ⅰ 層	③	T. 4 潜水・袋網・底びき (家) M3 F1	5t2 11t1	袋 網12,398,400 潜 水 8,300,000	長男・漁業 次男・漁業 長女・喫茶店 妻・漁業
	⑥	S. 16 潜水・のり・底びき (家) M2 (雇) M2	5t1	潜 水 8,300,000 底びき 1,762,322	
	⑫	S. 10 潜水・のり・底びき (家) M2 F1	5t2	の り10,000,000 底びき 2,192,021	長男・漁業 次男・会社 長女・会社 妻・漁業
	⑮	S. 4 潜水 (家) M1 F1 (雇) M2	5t1	潜 水 8,300,000	長男・自営 次男・工員 妻・漁業
	⑳	S. 14 潜水・袋網・底びき (家) M1 F1	5t2	潜 水 8,300,000 袋 網 1,017,170	妻・漁業
	㉑	S. 3 のり・袋網 (家) M2 F1	5t1 2t2	のり } 袋網 } 23,000,000	長男・漁業 同妻・家事 妻・漁業
	㉒	S. 9 のり・袋網・底びき (家) M1 F1 (雇) M1 F2	5t1 2t2	の り10,000,000	長男・死亡 妻・漁業
	㉓	S. 14 のり・袋網 (家) M1 F1	5t1 2t1.1t1	袋 網 1,793,440	妻・漁業

	生 年	許可漁業 労働力 所有 船	粗収入(昭和57年)	家族の就業
Ⅱ 層	④ T. 7	潜水・底びき (家) M 2 5 t 1	底びき 8,235,807 10,000,000以上	長男・食堂 三女・食堂 長女・同 同婿・漁業
	⑫ S. 27	潜水 (家) M 1 (雇) M 2 5 t 1	潜 水12,000,000	妻・レストハウス勤務
	② T. 14	のり・袋網・底びき (家) M 1 F 1 (雇) M 1	底びき 3,833,834	長男・漁師 同妻・漁業 次男・工員 長男⑳
	⑬ S. 25	のり (家) M 1 (雇) M 1 ~ 2 F 2 1 t 1 2 t 1	—	離婚・単身
	⑦ S. 20	のり・底びき (家) M 1 F 1 5 t 1	底びき 333,040	妻・漁業
	⑳ T. 15	底びき (家) M 1 F 1 5 t 1	底びき 6,968,662	長男・会社員 次男・教員 妻・漁業
	㉒ S. 16	のり・底びき (家) M 1 F 1 5 t 1 9 t 1	底びき 2,275,238	妻・漁業
	⑬ S. 4	のり・底びき (家) M 2 (商店) 5 t 1 2 t 2	底びき 1,967,915	長男・漁業 次男・教員 妻・商店
	㉓ S. 38	たこ縄 (家) M 2	た こ 3,089,999	長男・漁業 長女・ウェイトレス
	⑨ S. 10	底びき (家) M 1 F 1 (被備) 5 t 1	底びき 2,800,000	妻・漁業
Ⅲ 層	⑪ S. 10	底びき (家) M 1 F 1 (被備) 5 t 1	底びき 2,209,217	長女・商店 妻・漁業
	⑭ S. 12	底びき (家) M 1 F 1 (被備) 5 t 1	底びき 3,034,012	妻・漁業
	⑮ S. 18	底びき (家) M 1 F 1 (被備) 5 t 1	底びき 1,639,839	妻・漁業
	⑰ T. 13	底びき (家) M 1 F 1 5 t 1	底びき 1,207,510	長男・会社 次男・会社 長女・主婦 同夫・会社 妻・漁業
	⑲ S. 10	底びき (家) (被備) 3 t 1 5 t 1	底びき 1,007,285	
	㉔ S. 5	底びき (家) M 1 F 1 5 t 1	底びき 2,292,167	次男・自動車販売 妻・漁業
	㉑ S. 27	底びき (家) M 1 F 1 (被備) 5 t 1	底びき 2,125,216	㉑長男
	⑳ S. 4	底びき (家) M 3 5 t 1	底びき 3,529,249	長男・漁業 長女・店員 次男・工員 三男・漁業
	㉒ S. 10	底びき (家) M 1 (被備) 2 t 1	—	長男・会社員

※ 一部海苔収入含まず

各層の漁業経営を概括すれば、Ⅰ層は潜水業(貝)、のり養殖、袋網漁と高価格漁貝草類の許可権の複合的所有の漁家群、Ⅱ層は、のり養殖を主体とする漁家群、Ⅲ層は底びき網、およびたこ縄漁を主体とする漁家群である。この分類ではⅠ層のいくつかの漁家の潜水、のり養殖に雇傭労働力が導入されているのに対し、Ⅲ層が逆に雇傭労働力を提供する

図-3 雇傭・被傭の関係



漁家群であることも特徴となっている。その雇傭・被傭関係は図-3のとおりである。

以下、各群の生産手段、および労働力の構成について細部にわたって検討を加える。

I層：この層は、潜水による貝類を主体とする漁家と海苔養殖を主体とする漁家に分れる。この2つの漁業は、今日、下津井地区の漁家では、もっとも高い収入を保障するものである。この2つの漁業に袋網漁が加わるのが、I層の主たる特徴である。袋網漁は、まながつおを主体とする漁業で、底びき網と比較して高価格、多漁獲を保障する。この2つのほかに底びき網の許可をもっている漁家もみられる。潜水と海苔の権利を双方、所有している漁家もみられるが、漁業許可権としては、もっとも高い所有形態とみることができる。

I層の労働力は、家族労働力の男1~2人(父と息子)と妻が主体であるが、雇傭労働力の導入があるものも多い。特に潜水は男、海苔養殖では乾燥作業への婦人労働力の雇傭が多い。船は潜水、底びき用の5t船と海苔採集用の2t船の所有が主であるが、一部の漁家が袋網漁に11t船を使用しているのがみられる。I層の粗収入は、概ね1,000万円上(一部、海苔収入不明)、多いところでは2,000万円を越えるところがでている。

II層：この層は、海苔養殖を主体とする漁家である。そのほかに潜水専門の⑫(九州からの移住者)および、底びき網漁(えびこぎ網)専門の⑳も含まれる。⑳は夫婦で通年操業をもって漁獲高をあげている漁家である。海苔養殖漁業はこの地区では昭和49年以後許可された新しい漁業で、それ以前は底びき網専門の漁家であったものが多い。㉑は、袋網漁も含めているが、経営の実質的主体は㉒に移っていて、経営体としてはそれぞれ独立しているため、粗収入は少くなっている。労働力は、夫・妻が主体であるが、⑫⑬⑭は雇傭労働力をもっている。⑮は、妻が商店に従事し、夫と長男で漁業を営んでいる。この層の漁業収入は、海苔収入が不明であるため、不正確であるが、1,000万円前後と想定される。⑯は所属漁協が異なる。底びき網漁(えびこぎ漁)は、えび、しゃこ、げた、かれい、かに類、いいたこ、あなご等が主たる漁獲であり、かつての下津井地区の主要漁法であった。しかし、資源が減ってきて、漁獲量、漁種とも減少し、底びき網だけでは生業が成り立たない。粗収入は、高く300万円前後である。この層は、従って、大半が「雇われ」の形で漁業労働者としての性格をもつ。雇傭先は、潜水補助、袋網漁、えびこぎ網等である。

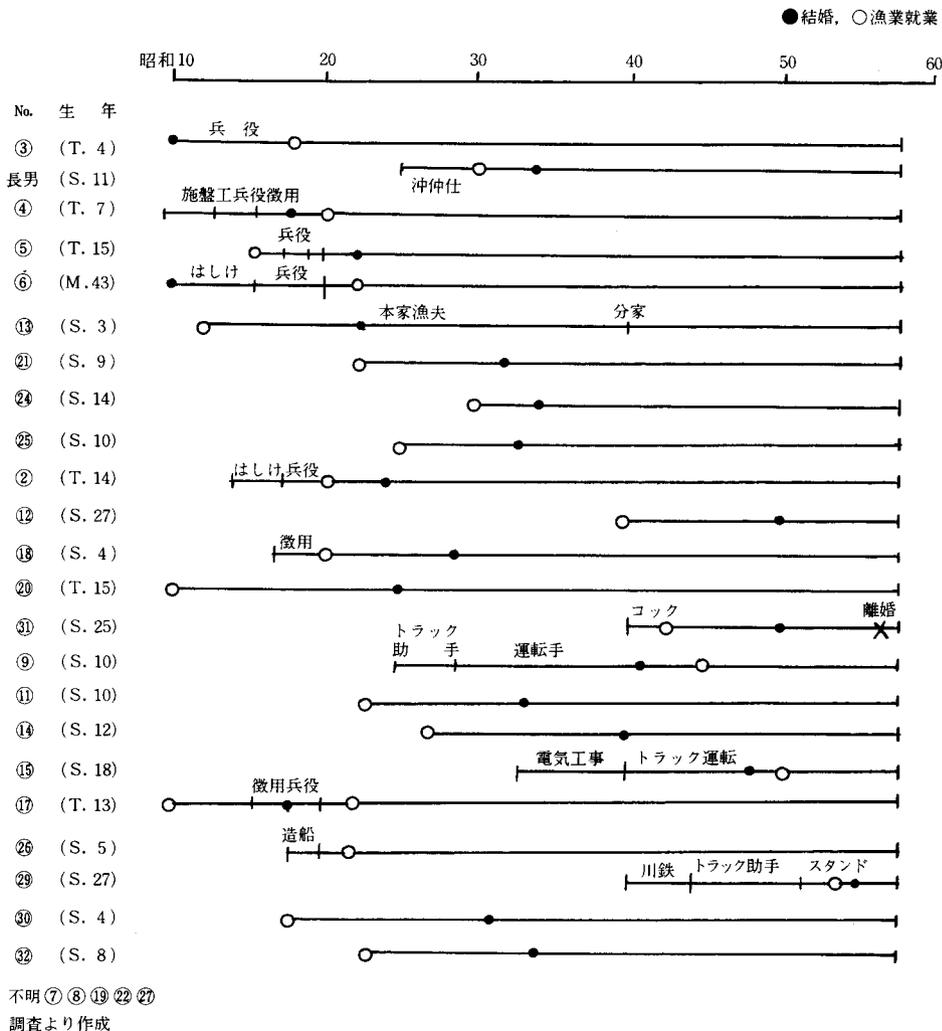
西の脇部落の漁業は、以上のように網漁では、袋網、えびこぎが主体であり、潜水漁、海苔養殖が、それに加わっている。漁獲高では、海苔、潜水(貝類)、袋網漁が高く、かつての主力であったえびこぎ漁は不振である。そうしたなかで、海苔養殖が、次第にその

地位を高めつつあり、漁民は、これら許可漁業権の所有によって、分解し、階層形成をしている。対象地、西の脇はこうした特徴をもつ部落である。

Ⅲ 下津井漁民の生活史

漁業地帯の「家」の継承は漁業という特殊な生業であるため、「親から代々引き継ぐ」という生業の世代的継承を基本としてきた。特に漁法の技能習得は、子供の時代から船に乗り、親が経験と勘によって蓄積してきた漁業の技能を体得的に引きつぐことによってなされてきた。下津井地区の各漁家も、その多くが「家」の継承として今日に到っているが、しかし、この半世紀、「太平洋戦争」および「経済の高度成長と漁業の荒廃」という日本資本主義の波のなかで、各家と漁民は異なった生活の年輪を培ってきた。ここでは、夫・

図-4 世帯主の就業の歴史



妻の就業の変動と「家」の生業の展開過程という2つの局から「漁家の生活史」を明らかにしていく(図-4)。

1 各層の生活史の特徴

I層：戦前期に学校を卒業した漁民は、青年期、他産業就業、又は兵役に従事することを特質とするが、ここでも③～⑥がそれである。④は施盤工→兵役、⑥がはしけ乗→兵役、③⑤は兵役終了後の漁業就業である。これらのケースは兵役終了後、又は敗戦、復員と共に本格的に漁業に従事している。これに対し、昭和の世代になると現世帯主では、いずれも学校修了とともに「家業」に就業していることを特徴としている。⑬は7歳にして既に船に乗り本家(親元)の漁業に結婚後も従事し、昭和40年に分家、独立、これに対し⑭⑯⑰は、いずれも昭和20年代の就業である。

これらの各漁家の漁業後継者の動向をみると③④⑬⑰の四戸のみが後継が従事しているのに対し、残りの5ケースは子弟の漁業の就業はない。

それではI層の「家の歴史」を各家の漁業の歴史として明らかにしてみよう(図-5)。

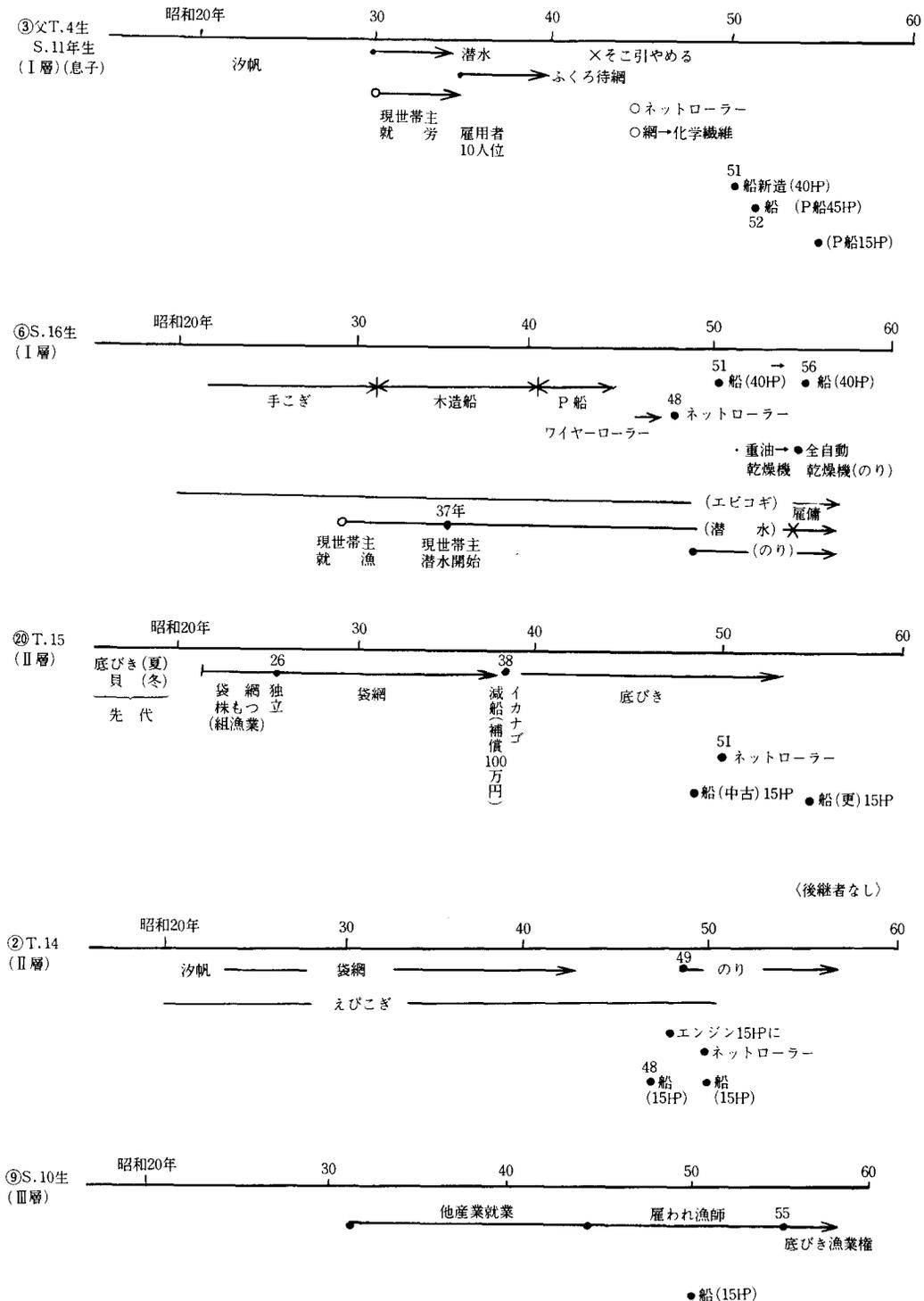
下津井の漁業は昭和30年以前、その殆んどは3t未満の動力船、又は無動力船所有の漁家によっていた。勿論、当時は木造船が主体である。昭和30年代までの下津井の網漁の主体はイカナゴ網、エビコギ網が主体であったが、昭和30年代は、漁業資源の減少が顕著となり、特にイカナゴの減少は著しく底びき漁船に深刻な影響を与えた。

しかし、各漁家の生産力が本格的に変化をみせるのは昭和40年代に入ってからである。この時期以後、木造船からプラスチック船へ、網がトワイン製から化学繊維に、さらに網の手操がワイヤー・ローラー、そしてネット・ローラーへと労働力の軽減をもたらす技術導入がすすめられた。動力船の動力規模が10馬力から15馬力に引きあげられたのもこの時期である(昭和48年)。既に明らかにしたように、瀬戸内沿岸の工業化、埋め立ての推進、さらに内海航路としての設定は海の汚染を促し、漁場を潰廃し、さらに漁民を海からしめ出していった。ところが、漁場の潰廃のたびに、漁民に補償金が積み上げられていった。こうした「補償金攻勢」は一方で漁民を陸にあげる離漁をおし進めると共に、他方、機械や技術の導入を促し、生産力を増強させるという皮肉な結果となった。以上の過程を個々の漁家において検討すると次のような事実が明らかとなる。

昭和20年代、I層の漁家の主要漁業は夕帆など、無動力船による底びき網であった。漁法も潮力や風力を利用した原始的なものであったが、海の汚れも少く、漁種や魚の量も豊富であったため、漁獲量は常に一定の水準を維持できていた。今日I層漁家の漁業の中心となっている潜水が本格化するのも、昭和30年代で、③が現世帯主の就漁とともに始め、⑥も、昭和30年に現世帯主の就漁した後、昭和37年から潜り始めている。網漁では③では昭和30年代半ばに、袋網漁が始まり、逆に底びき網を昭和40年代にはやめている。これに対し、⑥はエビこぎ漁と潜水漁を続けてきたが、昭和49年より、のり養殖を開始している。

一方、機械や設備の導入では、既に昭和40年代の始めに木造船のプラスチック船への切り換えがすすめられている。①で見ると、昭和45年、ネット・ローラーの導入、網の化

図一5 「家」の漁業の歴史(事例)



織化，昭和50年代の船の新造（昭和51年40HP，52年45HP，55年15HP）が相ついでいる。のり養殖漁家では，乾燥機の自動化（⑥など）等が一つの動向である。このように昭和40年代の設備投資の増加はⅠ層全体の動きである。

第Ⅱ層：この層は，世帯主の就漁年が戦前であるもの（②⑬⑳），戦後であるもの（⑦⑫⑳㉑）に分かれる。②ははしけ乗，海軍徴用，⑬も徴用，兵役を経て漁業に就労，これに対し，戦後層は⑫が中学卒業後，他産業に就業することなく漁業に就業，逆に⑳は，中卒後，コック見習として，一旦就業後，Uターンで漁業に就いた。

第Ⅱ層は，今日，⑳を除いて殆んどが海苔養殖が経営の主軸であるが，そこに到る「家」の生業史をみると，ここでも昭和20年代は夕帆，袋網などの網漁が主体であった。⑳は，先代は，夏は底びき，冬は貝漁が主体であった。昭和20年代は，袋網を何軒かの組で経営していた。昭和38年「いかなご」の減船補償を受けて以後，底びき漁に転換し，昭和40年代まで続けていた。このように，第Ⅱ層の漁家群は，昭和40年代まで網漁が主体で，資源の減少のなかで，必死に網漁を維持してきた漁家群である。従って，Ⅰ層に較べると施設・設備改善は遅れて，昭和50年以後，ネット・ローラー，エンジンの若干の大型化，あるいは新造船の建設をはじめている。こうした経過のなかで，昭和49年から，海苔養殖が開始されたのである。

第Ⅲ層：この層は，⑬⑳を除いて，戦後に就漁した漁業者群である。⑬は，昭和10年，小学校卒業と同時に漁業に就業し，昭和16年，徴用，兵役を受けている。⑳は，昭和18年，漁業就業以後，他産業就業はない。昭和20年以後の就業者も，⑪⑭㉑は，いずれも学校卒業後，漁業に就業している。これに対し，⑨⑲㉒は，他産業就業後，家の漁業に就いている。⑨は，学校卒業後，トラックの運送業に従事，⑲も，K製鉄に3年いた後，トラック運送，ガソリンスタンドと職を変え，昭和53年に漁業に就労している。㉒は，戦時期，M造船の工員である。

Ⅲ層の漁家の生活史をみると，「雇われ漁師」であったものが目につく。⑨は，昭和46年に漁業に就くが，昭和56年まで他人の船に乗っていた。⑮も，昭和43年から雇われ，⑭は以前から，こまし網・えびこぎの許可をもっていたが，一方で潜水漁の雇われを続けてきた。㉓も，昭和52年就漁，当初は⑳の手伝いをして，中古の船を1,000万円で譲られ，昭和55年，えびこぎの許可をとって，自家の漁業を始めている。⑨⑮も，昭和55年にえびこぎの許可権を始めて得ている。⑰⑲㉓は，いずれも，えびこぎ漁を以前から続けてきた。㉔は，この部落唯一のタコ漁の許可をもっている。しかし，昭和20年代をピークにタコが極端に減り，現在経営危機に追いこまれていて，現在「雇われ」で生計を補完している。このように，Ⅲ層漁家は，底びきを主体として網漁を続けてきたが，それだけでは，生活をたてられず，雇われ漁師を続けてきた「家」，並びに，漁業に就いたが許可証をもたないため，「雇われ」を続けてきて，昭和50年代に，ようやく底びきの許可（100万円とされている）を得た。このように2つの生活史の類型をもった漁家がこの層の主体である。従って，設備投資，あるいは新規漁業への展開がすすんでいない漁家群とみることができよう。

2 漁家婦人層の生活史の特徴

昭和30年代まで、漁家の妻が船に乗ることは一つのタブーとされていたようであるが今日、漁家婦人層は、海上、陸仕事を含めて「家の漁業」の有力な担い手となっている。それは、「後継者の漁業離れ」を契機に、労働力不足が深刻化してきたこと、更に、漁船の動力化、漁具の機械化によって、婦人の力でも漁業が可能になったことによるものである。

今日、こうした役割を担う、婦人層の生活史をみると、この地域の漁村社会で一つのパターンが作られていることが明らかになる（図-6）。まず、妻たちの出身地をみると、地元の子島（下津井、田の浦、唐琴）、対岸の香川県、およびその瀬戸内島部、倉敷市および周辺市町村ときわめて狭い地域に集中している。つまり、通婚圏が狭く限定されていたことを指摘できる。

次に、妻たちの「家」の職業も、出身地から推測される如く、漁業がきわめて多数にのぼっている。漁業以外には、農業、会社員などがいるが、いずれも少数である。

もう一つの特徴は、現在の妻たちの多くが独身時代、繊維労働者としての生活史を有していることである。縫製工が殆どであるがそのほか紡績、アイロン仕上などもみられる。戦前層は尋常小学校、戦後層は中学校を卒業したあとの繊維業への就職であるが、その労働市場圏も、子島（下津井含）、丸亀、岡山と狭い範囲の地域に集中している。結婚するまでの比較的、短い期間の就業であるが、各地の繊維業を転々と渡り歩くものもみられる。繊維業以外での就業の経験をもつのは、⑫の1ケースのみで、⑫は、昭和27年生れ、高等学校卒業後、レストランのウェイトレスに従事し、同50年結婚、現在もウェイトレスを続けている。以下、事例をあげてみる。

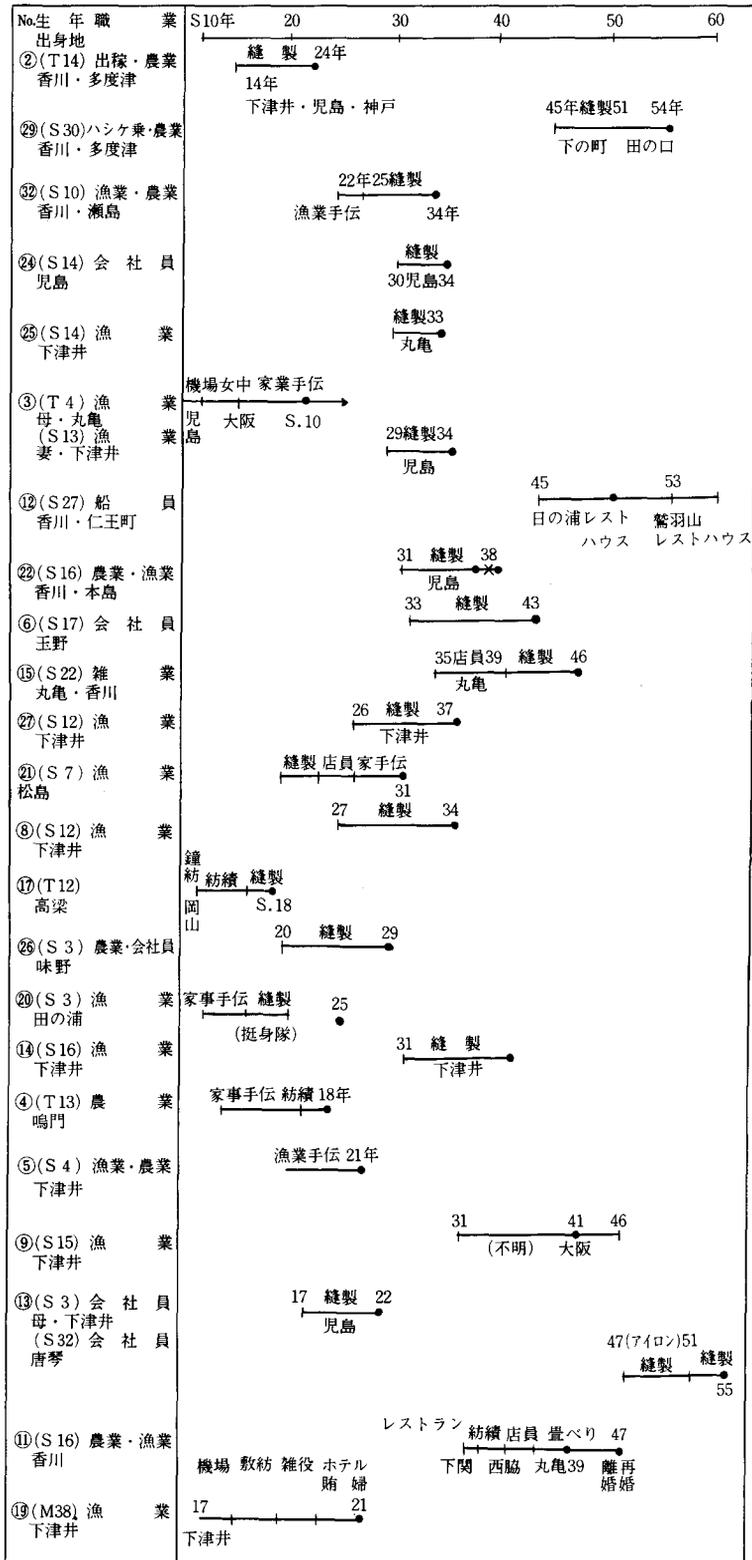
⑫妻：香川県本島（瀬戸内）出身。昭和16年生。家は漁業と農業。農業は父親がやっていたが、戦死。漁業は兄が継いでいた。昭和31年、中学卒業後、子島の高田被服に就職。アイロン掛け、ミシン縫製をやる。2～3年して、同じく子島の富山被服に移る。ここでもミシン縫製。ここに4～5年いて、又、高田被服に戻る。昭和38年、見合いで結婚。結婚後は家で、ミシン縫製をやっていたが、昭和43年より、夫と共に船に乗るようになった。

⑬妻：香川県丸亀出身。昭和22年生れ。家は、父が病弱で母が失対で働いていた。家庭はきわめて貧しかった。昭和35年、中学卒業後、丸亀で昭和39年まで店員をしていた。同39年、丸亀の足袋工場で縫製をやっていた、昭和46年結婚するまで続いていた。

⑭妻：昭和12年、子島下津井生れ。家は船一隻をもつ、一本釣漁家であった。新制中学卒業後、下津井の山高、同石原の縫製工場とわたり歩く。昭和37年、24歳で結婚。以後、ミシン内職を続けていた。昭和50年から夫の漁業手伝い（魚の選別）をしていたが、同55年、夫は自家の漁業をやめてしまった。現在、夫は冬に、雇われで人の船に乗るだけである。

以上のように、漁家の妻達の大半は、漁家の家に生れ、小学校、又は中学校を卒業すると、近隣の繊維業に就職し、独身時代を過す。やがて、漁家と結婚し、その後は家でミシン内職で子育て期を過し、しばらくすると夫と共に、船に乗り出すという生活史がパターンとしてあったことをもの語っている。妻たちは、正に、この地方の繊維業の若い労働力として、かつて生きてきた人々であることが明らかとなった。

図一六 妻の就業の歴史
・出身地及び親の職業



注：●は結婚年
不明：⑦ ⑩ ⑳

表-10 女子の婚姻

				現在年齢
②	長女(中)	倉敷	三菱自工	33才
	次女(高)	香川丸亀	設計士	28才
④	次女(中)	倉敷	(本人) 食堂手伝	35才
	三女(高)	倉敷	同上	33才
⑦	長女(中)	下津井	漁師	不明
	次女(中)	広島	会社員	〃
	三女(中)	倉敷児島	船員	〃
⑰	長女(中)	同居	三井造船	33才
	次女(短)	京都	医師	28才
⑳	長女(高)	倉敷	会社員	32才
㉑	長女(高)	水島	本人・保母 山録	不明

調査より

ところが、この妻達の子供になると、就業先、婚姻先は全く変わってしまう。まず、繊維業就業者は、殆んどいなくなり、尚且つ、その嫁ぎ先でも表-10のように、漁師は1ケースのみで、労働者との婚姻が殆んであることを示している。昭和40年代の後半から、新しい世代の婦人の生活史が全く変わってしまったことが明らかとなった。

3 各漁家の漁業補償

戦後の下津井地区の漁業は、一面では瀬戸内海の埋立て、航路新設、その他漁業環境の悪化に伴う、資源の減少との闘いの歴史であった。特に、先に明らかにしたように、昭和30年以後、水島湾の埋め立てを皮切りに、一連の埋立て工事が続けられ、その都度、漁業補償金が支払われてきた(表-11)。漁業補償金は、資源枯渇の代償であるが、同時に、残った漁家にとっては、生活費として使うことは勿論、漁業施設・設備の更新・導入の資金となり、地域の漁業生産力を向上させる結果となった。「補償がなかったら、船も買えなかったし、家も建てられなかったろう」(⑥)と述べているが、貧しい沿岸漁民にとっては、資源の枯渇は分っていながら、結果的には補償金に依存して、漁業経営を支えてきたことになる。以下、資料で明らかな限り、各家の漁業補償について明らかにする。

各家の漁業補償の経緯は表-12のとおりであるが、20数年間の漁業補償の全部は明らか

表-11 下津井地区関係漁業補償

1. イカナゴ減船整理	1952	9. 佐野安ドック埋立て	1968
2. 水島A地区埋立て	1953	10. 北航路浚渫	1970
3. 水島B・C地区埋立て	1958	11. 水島特定港指定	1971
4. 水島D地区埋立て	1961	12. 三菱石油流出	1974
5. 南航路浚渫	1963	13. 瀬戸大橋着工	1978
6. 水島E地区埋立て	1965	(10年間)	
7. 水島港沖仮泊地	1965	14. 瀬戸内海砂とり	—
8. 水銀汚染・悪臭魚	1966~		

調査より作成

表-12 各漁家の漁業補償

⑥	・水島湾埋立て 10万 ・石油流出 (のり) 1,000 ・瀬戸大橋 750	②	・南航路浚渫 40万 ・水銀汚染 10 ・水島特定港指定 320 ・石油流出 (のり) 1,000 ・瀬戸大橋 750	⑲	(新規組合加入のため) 補償なし
⑪	・石油流出 (のり) 1,000万 ・瀬戸大橋 750	③	・石油流出 (のり) 1,000 ・瀬戸大橋 750	⑳	・石油流出 44.5万 ・瀬戸大橋 750
③	・石油流出 (潜水) 44万 ・瀬戸大橋 750	⑪	(昭和50年分家) 以前はなし	⑮	・石油流出 20万 ・瀬戸大橋 750
⑫	・石油流出 (のり) 1,000万 ・油回収作業 (1月位) 男 1日 7,000円 女 1日 5,000円	⑦	・瀬戸大橋 250万 ⑦・石油流出 (のり) 1,000万	㉑	・南航路浚渫 70万 (組合・750万で作業場と 保冷库作る)
⑬	・綱補償 (1枚) 25万 ・瀬戸大橋 750	⑫	・石油流出 (潜水) 50万 (6戸で300万の内150万 で、野干場修理)	⑲	(漁していなかったので) 大橋補償少い
④	・砂とり 10万 ・石油流出 (潜水) 44万 ・瀬戸大橋 750万			⑩	・瀬戸大橋 750万
⑬	・南航路浚渫 70万 ・水島湾埋立て 40~50 ・北航路浚渫 30万 ・石油流出 (のり) 1,000 ・水島特定港 250 ・瀬戸大橋 750			㉒	・水島埋立て 6.3万 ・水島特定港指定 320 ・瀬戸大橋 750万
				⑭	・(昭和40年分家) ・石油流出 44.5万 ・瀬戸大橋 200
				⑨	(昭和41年分家) ・石油流出 44.5万 ・瀬戸大橋 200

注：聞きとりによるものなので、各漁家の全部の補償金はでない

でない。⑬によれば、この20数年間の漁業補償は、6件以上、補償金は総額2000万円をこえている。勿論、「家」によって金額は異なるが、総じて言えることは、Ⅰ層、Ⅱ層の漁家が補償金を積み重ねてきたこと、特に昭和48年の三菱石油の重油流出事故の補償金で、海苔許可書所有漁家と、その他の漁家とで大きな差異を生み出した。海苔養殖は、この年から始まったが、その操業開始と共に石油をかぶり、大きな損失を受ける。被害は他の漁種にも勿論およびが、一部漁協幹部は海苔漁家に厚く補償金配分をした。組合員内部で配分をめぐる紛糾が続くがこのことが昭和50年以後、自動重油乾燥機、船の新造等海苔漁家の設備の「近代化」の大きな契機となっている。これに対し、第Ⅱ層漁家の一部と第Ⅲ層漁家には、組合への新規加入、あるいは雇われ漁家であったため、漁業補償を受けられなかったり、あるいは補償配分額を少額におとされているケースがみられる。例えば、第Ⅲ層、⑲は、昭和55年に組合加入のため、以前の補償は受けることができないばかりか、瀬戸大橋建設にともなう補償金も受けられない。⑲は、瀬戸大橋の補償の時期、漁業に従事していなかったため、ランクをおとされて補償金を受けざるを得なかったと述べている。このように「補償金」は、全体としては、地域の漁業の「近代化」を押しすすめる結果となったが、家と階層間で「補償の恩恵」は著しく異り、階層間格差を拡大する役割を果たしたともいえる。「補償金」は、各家の漁業設備の近代化に貢献しただけでなく、漁業協同組合を中心とした地域の漁業設備の更新、新設にも使われている。昭和38年、備讃瀬戸航路

浚渫に際して、補償金の内から750万円を拠出し、下津井漁業協同組合として、作業場と保冷庫を建設、昭和49年の三菱石油の流出補償の際も、野干場の修理を施している（潜水関係者6戸は、補償金総額300万円の内、150万円を拠出している）。

補償金の配分は、西児島地区漁協連合会、各地区漁協、地区内漁協各単協の組合員への配分と何段階もの討議を経る。最終的な組合員への配分も一律ではなく、いくつかの条件をもって格差づけがなされている。昭和33年の水島B地区埋立ての際のデータをもとに、配分状況を示したのが表-13である。

これによると埋立てを遂行する県と関係漁協連合会との間で、補償についての契約書が交わされる（この場合、補償金総額6,000万円）。次に、関係する地区漁協間（本荘地区、下津井地区、田の浦地区、大島地区、味野以東地区、呼松地区）で、地区毎の配分額を決

表-13 補償金の配分方法

1)	水島B地区 工業用地造成（埋立て）漁業補償契約書	
2)	上記の内	下津井地区配分額 11,250,000円
	内訳	個人配分額 8,450,000円
		施設費 2,800,000円
	個人配分額内訳	大室地区分 250,000円
		備南組合分 340,000円
		下津井地区分 7,860,000円
3)	組合員数	下津井組合 208人
		第一下津井組合 57人
		下津井西組合 32人
		備南組合 8人
		計 305人
4)	補償金各組合配分額	
		7,860,000÷305（一人宛平均） 25,770円
		下津井組合分 25,770×208 5,360,160円
		第一下津井組合分 25,770×57 1,466,890円
		下津井西組合分 25,770×32 824,640円
		備南組合分 25,770×8 206,160円
5)	下津井組合各組合員配分方法	
	甲下：(5,360,160-配分費用 350,000)÷210（平均）	23,857円
	乙 23,857×0.7	16,699円
	丙 23,857-10,000	13,857円
	丁	3,000円
	甲 残額を甲人数で除す	28,054円
6)	配分者分類（ ）内は西の協数	
	甲 正組合員	130人（29）
	甲下	33人（10）
	乙 許可書・船あるが、出漁の少ない人	4人（2）
	丙 専業の漁業労働者	35人（7）
	丁 組合員で転職した人	8人（0）

実態調査より作成

定するが下津井地区配分額は1,125万円となった。ここから、共有施設費280万円と他地区在住組合員分を除いた786万円を組合員数に従って、各組合に配分。一人宛平均、25,770円となった。さて、この金額を、各組合は、組合員に配分するが、下津井漁協では、配分総額536万160円を以下のように分ける。すなわち、総額を組合員で除して、一人宛の平均額、23,857円をランク「甲下」とし、以下、甲、丙、丁を表-14のような金額で決める。甲ランクは、28,054円となった。甲～丁のランクは、甲：正組合員（船もち）、甲下：正組合員で船所有なし（高齢者）。乙：許可証、船もちだが出漁日数の少ない漁家。丙：専業の漁業労働者（船方）、婦人。丁：組合員ではあるが転職をした人。

こうした配分をするので、当然、雇われ漁家、漁業労働者は、時に働く場所を失うにもかかわらず、補償の恩恵は、きわめて少い結果となり、時には、補償対象から除外されることになる。^(注)

表-14 水島B地区埋め立て補償ランクと補償金

No	ランク	補償金額	No	ランク	補償金額
③	甲	28,054	⑳	甲	28,054
④	甲	28,054	㉒	甲下	23,857
⑧	甲下	23,857	⑰	甲	28,057
㉑	甲	28,054	⑱	甲	28,057
㉓	甲	28,054	㉔	甲下	23,857
⑦	甲	28,054	㉖	甲	28,057

実態調査より

注：「B地区補償」に際しては、下津井地区の「漁業自由労働組合」が補償金対象とするよう要求書を下津井漁連に提出している（昭和35年1月）。これに対し、下津井漁連は、次のような決議をもってその要求を却下している。

決議：「水島工業地帯造成工事に依る漁業補償金の配分は、岡山県を甲とし、西児島漁協連合会及び倉敷市漁協連合会を乙として取り交わされた契約書に明記されてあるので、その主旨に基き、各組合共その組合員に限って配分するものとす（以下略）」

この動きは、補償対象外の漁業労働者層の1つの動きと考えられる。

下津井漁民の労働と生活の、この20年間の変貌は、以上明らかにしたように、きわめて大きい。漁民は、減りつつある資源のなかで、装備の近代化や技術的改良によって、新しい漁業生産体制の確立に努力してきた。一方、この間は瀬戸内沿岸の工業開発行政による海の汚染、漁場の消滅に対して、行政や企業と闘い、時には、漁協とも争う歴史であり、その過程で漁民自身も変ってきた。

このような漁業生産の変容は、下津井の漁民とその家族の伝統的な生活史、生活過程を変えていった。

IV 下津井漁民の労働・生活過程

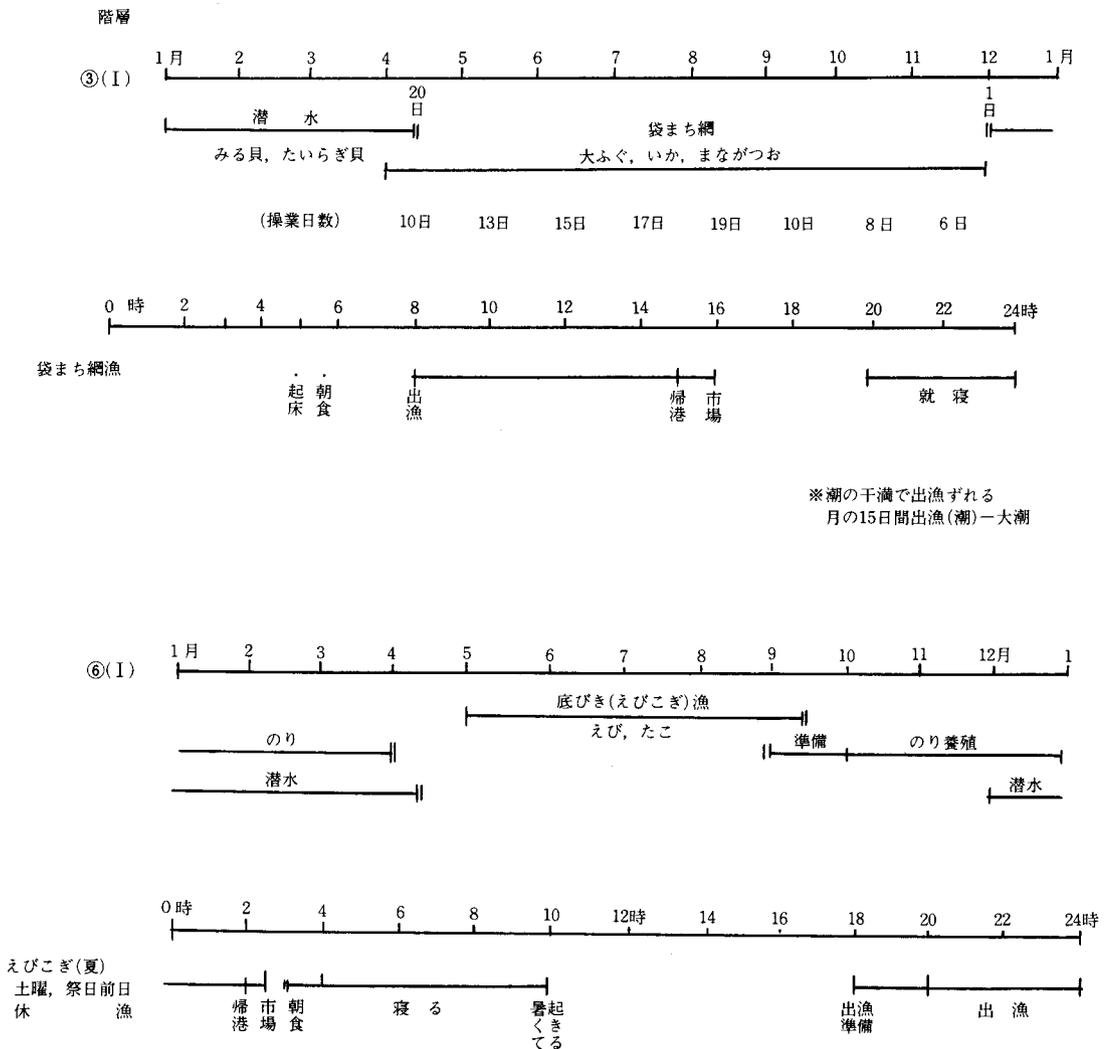
戦後、瀬戸内の漁業者の労働と生活は、前章で明らかにしたように、きわめてドラマティックな変化を来していることが明らかとなったが、ここでは、現下の漁家の労働と生

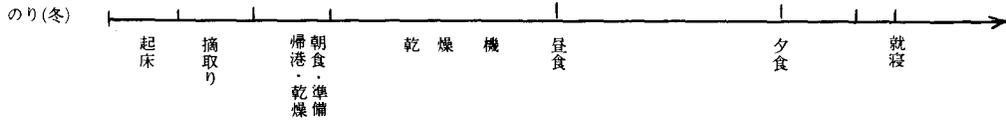
活を、より具体的に明らかにしてみよう。

1 漁家の年間労働周期

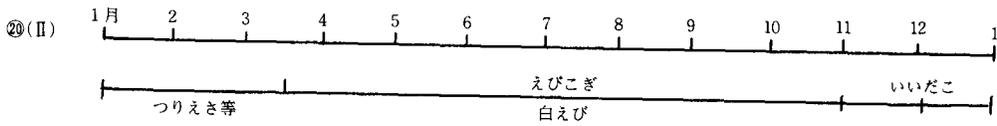
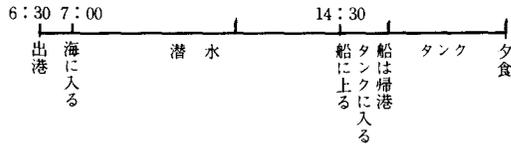
下津井の漁民が、今、従属する漁業の漁期は、袋まち網（4月～11月）、えびこぎ漁（4月～11月）、潜水漁（貝類）（12月～4月）、海苔採集（10月～4月）というのが基本である。従って、漁家の年間の生産の周期は、所有している漁業許可によって異ってくることになる（図-7）。③（I層）：4月から12月まで、袋まち網で、大ふぐ、いか、まながつお等の漁業。各月の操業日数は6月の15日間、7月の17日間、8月の19日間が多い月で、あとは10日前後である。操業は2日に1度か3日に1度ということになる。網漁が終わると、

図-7 年間の操業例および操業日の生活過程(事例)

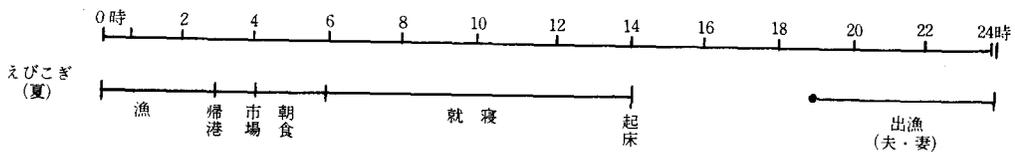
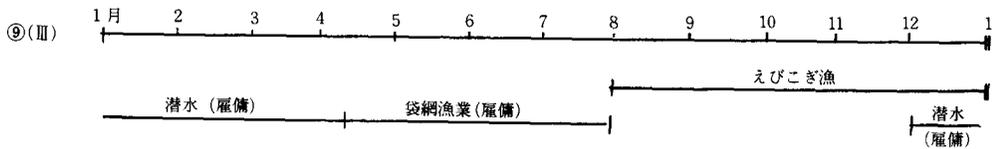
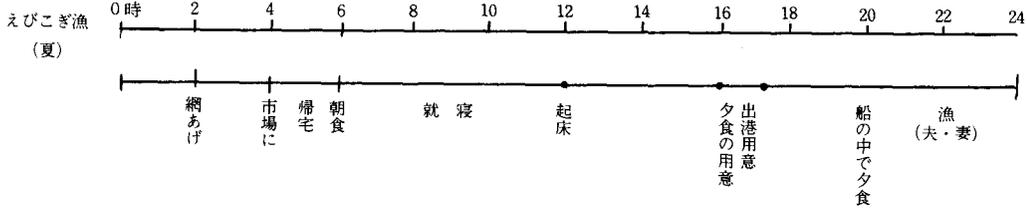




潜水(冬)
大潮の時休漁



57年出漁日数 10日 13日 15日 18日 13日 11日 10日 12日 15日 19日 13日 18日
計167日



12月～4月20日までは潜水漁で、みる貝、たいらぎ貝の採集である。

⑩(Ⅱ層)：えびこぎ漁が、3月の半ばから11月まで。11月、12月は、いいだこ漁、1～3月は、釣りえさ等である。年間出漁は167日で、2～3日に1度の出漁である。昭和35年頃の年間出漁は、たこ漁が一年中続き、4～12月まで、えびこぎ漁であった。

⑨(Ⅲ層)：年間の漁業収入は「雇われ」による労賃収入が大半を占める。4月～8月まで、袋まち網漁の雇われ、8月～12月まで、えびこぎ漁、12月～4月まで潜水漁による雇われである。

⑫(Ⅲ層)：1年中、たこ漁が中心、10～12月がたこ漁の最盛期であり、逆に9月は休漁である。出漁日数は、平均すると3日に1度。

⑪(Ⅲ層)：4月→12月までが、えびこぎ漁で、かれい、もす、アナゴなどの雑魚類。12月→4月20日までは、潜水漁の雇われである。

以上のように、漁家毎に、異なった労働周期をもつが、明らかに階層毎に、個有の特徴を有する。Ⅰ層、Ⅱ層漁家は、年間の通年操業であるのに対し、えびこぎ漁を主体とするⅢ層漁家は、たこ漁のように例外もあるが、基本的には操業期間が短かく、残余の期間は雇われ、つまり漁業労働者として、他の漁家に雇傭されているケースが多い。

2 漁家の一日の労働過程

それでは、日単位におろして漁家の生活周期をみてみよう(図-7)。一日の労働過程は、当然、漁業種類によって異なる。主要な漁業についてみると、Ⅰ層漁家を中心に営まれている「袋まち網漁」では、漁の最盛期の夏期には潮に合わせて午前に出漁、夕方4時からの市場に合わせて、概ね午後3時に帰港というパターンである。大潮の期が漁期のため、月の出漁は多くて15日間であり、その潮目に沿って漁をするので、出漁時間は不定である。夕食、就寝は、家族と共にできるが朝の起床は、出漁の準備があるので、3時～5時ときわめて早い。

これに対し、小型底びき漁である「えびこぎ漁」は、袋まち網漁とは、きわめて対称的である。午後6時頃より出漁準備に入り、同8時に出港、夜半にかけて漁をし、午前2時に帰港、3時に市場に出荷し、帰宅は朝の4時前後である。従って、出漁日と翌日は、昼夜が逆になり、朝4～5時に就寝し、午前中は寝ている。但し、夏期は、暑さのため10時頃に起きてしまうという(⑥)。このように、えびこぎ漁は、夜間操業であるため、疲労が重なるし、大型船の航行が近年、頻繁なため危険をとまなうものとなっている。このほか、近年、夫婦操業が多くなっているため、他の家族員との生活のづれが生じ、雑用に追われて、特に主婦が帰港後も充分眠れないため、疲労が激しいとしている。えびこぎ漁は、危険と労働の負担が大きいものであるにもかかわらず、低価格漁種が対象であるため、漁獲収入は低い。

海苔養殖：養殖漁業の1つとして注目されている海苔養殖は、海面漁業が停滞的であるのに対し、次第に漁業の中心になりつつある。しかし、許可数が少ないことと、設備投資が高額を要する(5000万以上とされている)ため、多くの漁家が、その“恩恵”を受けることができないでいる。一方、海苔業は、冬期に、大量の労働力を要するものである。図一

7の⑥にあるように、典型的な海苔漁家は、午前2時に起床、4時まで摘み取り作業を行い、6時に朝食をとる。それから、夕方まで乾燥作業が一日続く。朝の摘み取りに男子労働力が雇われ、乾燥作業に婦人労働力が雇われることが多い。夕食は18時、就寝は22時～23時とされているので、家族生活との矛盾はそれほど生じない。ただし、冬期の早朝作業なので、きわめて厳しい労働過程であることは否定できない。月に二度、市場が開かれるので、この時、出荷作業が取り組まれる。海苔養殖は、近年、機械化が著しく、摘み取りの動力化、乾燥と整形の自動化などによって労働力の省力化が急速にすすんでいる。

潜水漁：潜水漁も許可数が少なく、資源が少いため、高価格漁である。漁期は5ヵ月間であるが、その間に、かなり高い収入をあげている。作業は、早朝出港、7時～14時までが海底採取の時間である。潜水病を避けるため、船上、及び帰港後、タンクに入る。帰宅は出荷を終えて18時である。作業人数は、船頭、ホースもち、その他いれて3人又は4人で、雇傭者に依存することが多い。

以上のように、漁民の一日の生活周期は、許可漁業権の所有によって、著しく異なることになる。どの漁法も、自然を相手とする労働であるため、労働はきつく、又、常に危険をとまなっている。従って、各漁期の最盛期でも、連続して出漁することはない。

3 漁業婦人の労働・生活過程

漁民の婦人層の生活過程は、(1)夫・妻双方で出漁するケース、(2)妻は漁業を手伝うが主として陸仕事（魚揚げ、整理）の場合、(3)漁業外就労の3つの類型でみることができる。

⑥妻（Ⅰ層）：夏期は、起床は午前3時。夫のえびこぎ漁が帰港する時間に合わせて起床し、陸あげを手伝う。朝食の準備の仕事が終ると、市場に出さなかった魚の整理で午前中が終る。冬期は、潜水漁に移るため、帰港の際、陸あげを手伝うのみである。

⑦妻（Ⅰ層）：夏期に海苔網の繕い、水揚げの手伝いなどをするが、船に乗ることはない。残りは、家事が主要の仕事となる。しかし、冬期は、夏よりも忙しい。起床は、夫を海苔摘みに送り出す時間であり、朝食後は雇傭者と共に乾燥・整形作業につく。漁獲と違って、連続操業であるため、きわめて忙しい。

⑧妻（Ⅱ層）：子供は全部、他産業に就職してしまったため、夫婦漁業である。妻も、船に乗るが、昭和40年以後のことで、始めから乗っていたのではない。えびこぎ漁が主体でなので、夕方出港、午前3時帰港である。夫と共に、船上、陸上、全ての仕事をやる。

ネット・ローラー（網あげ）が導入されて、網あげが楽になり、女子でも船上作業が可能となったが、それまでは、網あげが一番きつい仕事であった。子供が小さい時は、乳児・幼児を船につれていったこともあるし、海の中に子供を落したこともあった。現在は夫しか家にいないので、家事を含めても、それほど苦痛のことはない。

⑨妻（Ⅲ層）：えびこぎ漁の妻であるが、現在、漁の仕事は、朝の漁の陸あげを手伝うだけである。昼は、児島ボートのチケット売りのアルバイトに出ている。えびこぎ漁だけでは、生活していくことができないからである。就寝は午後9時頃。

以上が、妻の労働生活の概観である。それぞれ就労形態は異なるが、基本的には、下津井の漁業は、夫・妻の協業である。しかも、近年、妻も夫と共に船に乗る漁家が増えたのも

特徴であることは先に示した。しかしⅢ層漁家では、逆に、えびこぎ漁の収入だけでは生活できないため、他産業へのアルバイト就業もみられる。

4 漁家の日常生活の変容

かつて、下津井地区の漁民の生活は、衣食、住宅、衛生等、全体としてきわめて貧しいものであった。大正時から、漁業をみてきた⑩の祖母は次のように述べている。

⑩祖母：「夫を戦争にとられ、敗戦で帰ってきた時は、歯が1本も無くなるほど、やせこけて戻ってきた。船も何もなくて、人の船に雇われて、一つ一つ揃えていった。子供は、中学卒業させるのがやっとだった。子供ら、ハダシで遊び歩いて、皆元気だったけど、どの家の子もボロ服着て、ひどかった」

昭和20年代の多くの漁民の生活は、70～80%のエンゲル係数、あるいは、一間に二世帯、三世帯夫婦の同居などの状態のきわめて貧しいものであったともいわれる^(注)。しかし、高度経済成長期、人々の生活は少しずつ変貌していった。「漁業補償」が、その変貌の契機となったことは否定できず、古い住宅の家並は、新築の近代的住宅に変貌し、新しい住宅が軒をつらねているのも、今日の下津井地区の姿でもある。

各漁民の行動圏は著しく拡大した。表-15にあるように、消費行動圏は、下津井→児島→水島→倉敷駅前までひろがっている。夫は漁業の業務で、旧倉敷市街地まで定期的に行動する家もあらわれている。かつて、児島半島の“袋小路”の地であった下津井地区の漁民の行動圏をひろげた要因は、言うまでもなく自動車の普及によるところが大きい。妻達は、「子供の成長を夫と共に必死になって支えてきた。背中に子供を背負い、女は船に乗ることを嫌われていたにもかかわらず、いつのまにか皆、海にでるようになって、夫と網をあげてきた。あの頃が（昭和40年代）一ばん大変であった。網あげのローラーが入って、

表-15 漁民の行動圏（事例）

	児 島	水 島	倉 敷
③ 夫	月 1 回 買 い も の	年 1～2 回 買 い も の	月 1～2 回 油 購 入 用 事
妻	月 1 回 買 い も の 病 院	年 1～2 回 買 い も の	年 2～3 回 病 院
④ 夫	月 2～3 回 遊 び	年 2～3 回 遊 び	年 2～3 回 仕 事 遊 び
妻	月 2～3 回 買 物 病 院		
⑥ 夫	週 1 回 買 い も の		年 1 回 船 買
妻	週 1 回 買 い も の		

調査より作成

一ばん楽になったのは、女達であろう」(⑨)と述べ、育てた子供たちは、漁業を嫌って、大半でいてしまったが、昭和50年代に入って、どの家も一息ついたという感じでないかと述べている。

下津井地区の漁民の労働・生活過程はⅠ層～Ⅲ層の階層による規定が基本的に存在する。つまり、Ⅰ層漁家の網漁と海苔又は、潜水との結合は年間の通年操業を保障し、且つ雇傭労働者を雇う経営となる。これに対し、Ⅱ層、Ⅲ層漁家は、限定された漁期に制約されざるを得ず、漁閑期は「雇われ」に依存せざるを得ない。冬期の婦人層の海苔漁への動員は、妻をも含めて、漁業労働者の性格を付与している。それにもかかわらず、下津井地区の漁業は「家族協業形態」が基本である。Ⅰ～Ⅲ層を含めて、この性格は変わらない。ここに、Ⅰ層とⅡ層の一部に雇傭労働者が付加されるということである。従って、婦人層の生活は、漁民としての性格と家事労働の負担という二重の役割を有している。ライフ・ステージによって相違はあるが、夜間操業、あるいは早朝労働という「生活周期」は、他の家族員との家族内の歩調を合わせることに、難しさがあることを伺うことができる。こうした矛盾を抱えつつ、しかし、下津井地区の漁民の生活過程は、昭和30年以後生活の底あげがはかられた。地区内に閉鎖的であった漁民の生活は、他地区に大きくひろがり、文化、教育、余暇利用等も市民的性格を色濃くもつようになったと見ることができる。

注：下津井地区に隣接する田の浦地区の漁民調査で「家計支出総額中に占める飲食費の割合（エンゲル係数）は極めて高く、例えばF88.0%，B80.9%，H76.6%等の如く；家計費の大半が飲食費支出となっており」と記している（前掲「漁村の生活」P261）。また住宅についても「一軒の家の中に2世帯あるいは3世帯が同居するもの、あるいは一部屋だけの家の中に数人の家族、時には三組の夫婦が起居しているものさえある」（同上、P353）。

V 下津井地区漁民の「家」の変容

下津井地区の漁業が「家」を軸とした家族協業を基本とするものであることは、前章で明らかにした。しかし、その協業形態は、かつて家族総ぐるみの「協業体」としてあったことから比較すれば、今日の漁村の「家」と「家族」は大きな変貌を遂げている。漁業をとりまく環境の変化に伴う、漁業の変容のなかで、こうした「家」と「家族」がどのような変動を経過してきたかをここでは明らかにする。

1 漁民家族の動向

西の脇の漁民の家族形態をみると、全体としては二世世代家族が多数を占めている。特に、Ⅰ層、Ⅱ層の漁家では、二世世代家族形態が顕著である。逆に、夫婦家族形態は全体の3分の1であるが、特にⅢ層漁家では、夫婦家族が多い（図-8）。分家による夫婦家族は、⑩⑪⑫⑬⑭⑮の5戸、残りは親子別居、父母死亡による夫婦世帯である。⑯⑰⑱⑲⑳は、「よそもの」といわれる他地区、他県からの移住者である。ライフステージからみれば、本地区では、Ⅲステージ、およびⅣステージの子育て期と子育て完了期の家族が多数を占め、若い世帯主家族が、ごく少数であることを特徴としている。

図-8 家族形態・ライフステージ・家族労働力（階層別）

ライフステージ 階層	I	II	III	IV	V
二世 代			⑧夫・妻 ⑥父・長男	③父・母 長男・二男 ⑤父・母 ⑬父・妻	④夫・妻
家 族			⑫夫・妻 ⑦夫・妻	⑱父・長男 ⑳夫・妻 ×	②夫・妻
III			⑳×	㉒夫・息子 ⑰夫・妻 ×	
I			⑭夫・妻	⑮夫・妻・息子 ㉑夫・妻 ×	
家 族		⑫夫			
II					
夫 婦		⑲夫・妻	⑮夫・妻 ⑬夫・妻 ×	⑳夫・長男・三男 ㉒夫・妻 ×	
III			⑨夫・妻 ×	⑪夫・妻	

⑬ 不明 ⑳ 単身 × 後継者なし

漁民家族では、従来、生業としての漁業が世代的に継承されていくのが一般的であり、現世帯主の親の生業は、先に明らかにしたように大多数が漁業である。現世帯の後継者問題をみると、ライフ・ステージⅢではⅢ層の⑳⑨⑭、ⅣステージでⅠ層の⑤⑳、Ⅱ層の⑳、Ⅲ層の⑰⑳と全体で8世帯で漁業後継者がいないことが確定している。明らかに、Ⅲ層に後継者問題が深刻になっていることが明らかであるが、経営的には相対的に上位を占めるⅠ層でも後継者がいない世帯も生じている。子弟の就業動向をみると表-9（基礎表）のように、Ⅰ層では、③⑬⑮が長男が漁業就業、④は長男、二女、三女は他出しているが長女の夫が父の船に乗っている婿入りのケースである。これに対し、⑤は長男が自営、二男工具、⑳は長男死亡ということで、いずれも後継者はいない。Ⅱ層では、②⑱の長男が漁業就業、⑳は長男が会社員、二男教員といずれも他出、⑳は、離婚による単身世帯である。Ⅲ層では、⑳⑳の長男が漁業で、⑨⑭⑰⑳⑲の男子子弟は会社員、および工具である。

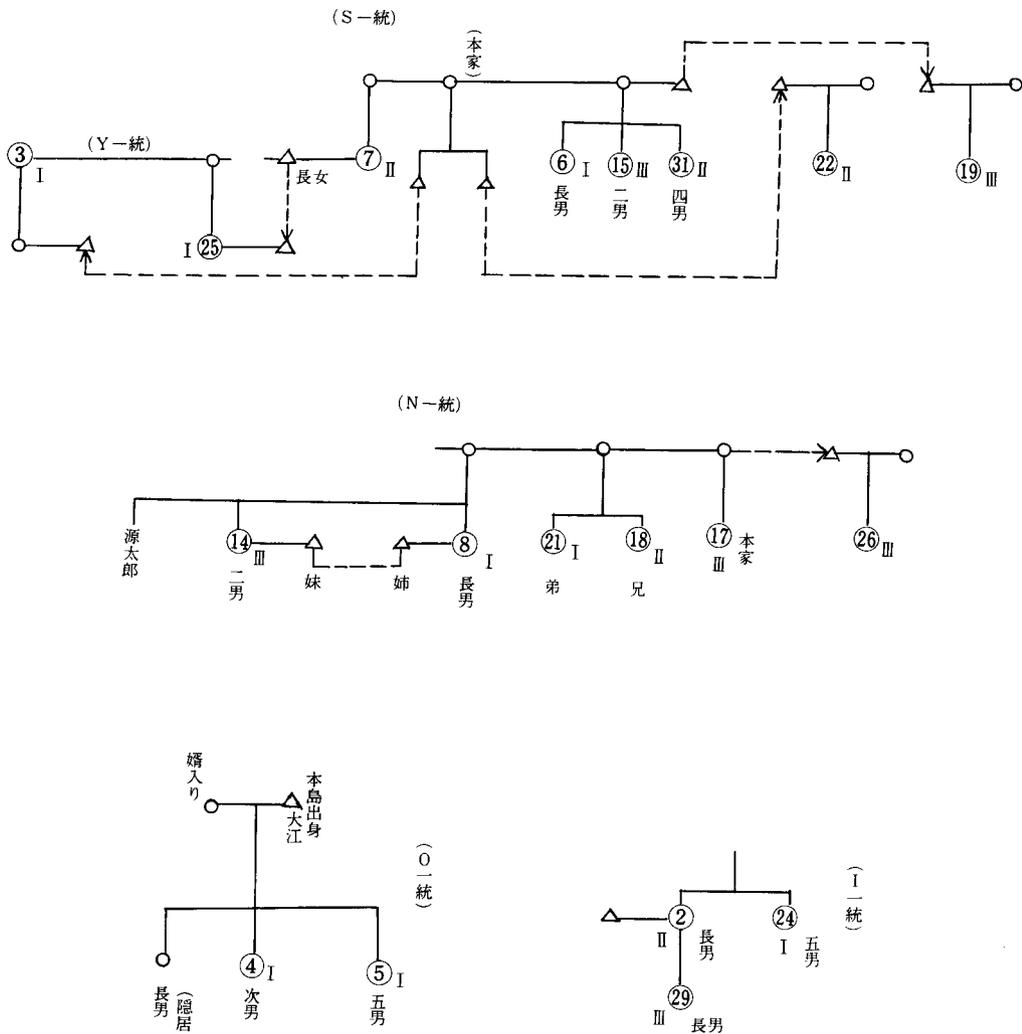
漁業後継では、④を除いて長子継承の形をとっているが、こうした漁村としての慣行も、他産業就業者の増加によって、この地区では崩れつつあることをもの語っている。特に、Ⅲ層の底びき漁家層が、自家の漁業経営のみでは自立できないということが、子弟を他産業就業に向わせる要因となっている。女子の就業では、かつての中卒後の繊維業への就業は殆んどなくなり、高等学校進学が一般化し、卒業後も、店員、事務員などの就業が普通となっている。

2 血縁のネットワークと漁村家族

漁村の血縁関係、特に同族団の形成については、村落内に多くの弱小の同族団を作りながらも本家統制力は弱く、本分家の系譜意識も稀薄であるとされている。^(注1)下津井地区の零細な沿岸漁民は、「はおり衆と呼ばれる問屋」に経済的に支配されていたことが認められるが、漁業権管理は明治初期から村（漁業協同組合は結成後は漁協）が行っており、網元、あるいは同族団の積極的な役割はみられなかった。しかし、村内分家、あるいは村

内婚は従来から数多くみられ、それによる同族団の形成は、早くからすすめられていた。これとは別に、古くは「もらい子」など擬制的親子関係形成による漁民養成の慣行が存在していたが、^(注2)勿論、こうした風習は今日は無くなっている。そこで、現在の下津井2丁目地区の血縁関係をみると図-9のような関係が明らかとなった。すなわち、ここでS一統、N一統の大きな二つの同族団があり、それ以外にY統、I統、O統の3つの規模の小さい同族団が存在する。S一統の本家筋は⑥、N一統は⑱である。S一統とY統は、③⑳の婚姻関係によって結合している。⑤一統は⑥を軸に⑮⑳⑱の同族、⑲⑳の姻戚の6世帯の結合であり、⑮⑳は本家筋の分家である。Y統は③⑳で構成されている。一方、N一統は、本家⑱を軸に、分家筋の⑲⑳(兄弟)、⑮⑱(分家)の同族と⑳の姻戚の6世帯で構成されている。I統は②の本家とその後継⑲(別居)と、分家の⑲の3世帯の構成、O

図-9 部落内の血縁関係 (I~IIIは階層)



一統は、長男は既に地区内で隠居し、④⑤の分家をもって成りたっている。〇一統では、本家の漁業の継承はない。また、この同族は、地区内の出身ではなく、先代は本島出身の移住者である。これらの同族に対し、血縁的な孤立者も存在している。⑪⑫の2戸は、下津井の他部落からの移住者、⑬⑭は下津井外からの移住者であり、⑮は潜水夫として冬に定期的に雇われてきていたのが、自立して地区内に定住した漁民である。

各血縁群の漁民階層構成は、S一統では本家筋の⑥がⅠ層、分家、および姻戚はⅡ～Ⅲ層が散在し、つながりのあるY統は、2世帯ともⅠ層である。N一統では、本家の⑰はⅢ層、分家筋の⑱⑲はⅠ層で、他はⅡ～Ⅲ層である。I統では分家の⑳がⅠ層、本家の㉑㉒は、それぞれⅡ、Ⅲ層、〇統では二世帯ともⅠ層である。こうしてみると、Ⅰ層を構成する有力漁家群は、⑬を除いた殆んどが、これら五つの血縁群に含まれている。しかし、本分家の存在はあるものの、両者に従属関係は無く、実際には本家の漁業経営を分家が上まわることも明らかになっている。

このように、狭い地区内で、かなり厚く、同族、姻戚関係が作られ、特に分家による漁業の新たな開業がかなり認められてきたことは、注目される事である。また、他地区、あるいは他県からの移住、開業のケースが一定数みられる。この2つのことは、漁業許可の容認について、当地区では必ずしも閉鎖的ではなかったことを示している。

さて、こうした血縁関係が現在、どのような役割を果たしているか、次に検討してみよう。先にも示したように、現在の漁業階層のⅠ層が殆んどこの血縁群をもって構成されていることを述べたが、漁業経営、ならびに地域社会の中で、これらの血縁関係は一定の役割をもっていることが伺える。まず、現在の漁業協同組合の役職者は③（理事）、④（同）、⑤（同）、②（同）、⑥（監事）であるが、図-8にみるように、これらの役員が、いずれも先の血縁群に含まれている。血縁的機能をもってのみ、役員に選出されたとは考えることはできないが、漁協のなかで、ひいては下津井地区の漁業経営のなかで、血縁のネットワークが一定の役割をもっていることを推測できる。漁協は、沿岸漁業の漁業権管理、漁業許可証の発行権を有しているが、近年のその発行の経緯をみると、次のような事例がでてくる。⑳は昭和50年に分家、この年、長兄の⑥（Ⅰ層、当時も漁協役員）と共同経営という名目で海苔養殖の権利を取得、⑨も他産業から昭和45年より漁業労働者として働いてきたが、昭和55年「女房の里の関係（遠い血縁＝Ⅰ血統）」でえびこぎの権利を購入している。同じく㉑も昭和55年父親で漁協役員の②の世話で「えびこぎ」の権利を購入、⑮も同年、⑥の世話で「えびこぎ」の権利をとっている。海苔漁業権は、制限の厳しい権利であるが、昭和49～50年に交付された権利は、⑧⑬⑲（N一統）、⑥⑦⑳㉑（S一統）、㉒（Y統）、②（Ⅰ統）と、⑬を除いて、殆んど先の血縁群に占有される結果になっている。以上のように、血縁関係は、漁業経営をすすめていくうえで、相互の利益擁護の役割を果たしているように見うけられる。しかし、漁業経営をすすめていくうえで、血縁関係が直接的に大きな機能を果たしているとは見うけられない。労働力の関係では、⑮⑲は漁業権をとるまで⑥の「やとい人」、㉑は分家するまで⑬の漁業の「やとい人」と一部で分家、自立まで親の「労働力」となっていたケースは認められる。しかし、現在、血縁群の中で雇傭・被雇傭の関係をもつのは㉑→②、⑮→⑥の関係のみで同族、血縁関係と雇傭・被雇傭の関係を

結びつけようとする傾向はみることができない。従って、分家後は、それぞれが自立し、血縁関係に経営を依存することは殆んどなくなっているとみることができる。尚、分家も慣習があるわけではなく、新世帯をもつことだけを意味し、財産わけ等も明確になっているわけではない。分家に際して、船をもつことは当然であるが、中古船を借金して購入(⑨：昭和55年)、おじさんの中古船を買った(⑳：同55年)となっていて、親がとり揃える形をとっているわけではない。

以上、下津井地区の漁民家族と「家」の変動について明らかにしてきたが、今日、漁村の中核の「家」が旧来の姿を急激に変えつつあることをもの語っている。

家族については、長子継承の伝統は勿論、残されているが、漁業経営の不安定性が反映していて、逆に、経営の弱いⅢ層から、後つぎのいない「家」が増えつつあること。そして漁民家族も長子を含めて、他産業就業が増加しつつあることを示している。

一方、狭い地区に、同族、姻戚の血縁集団がどっしりと作られていることは明確になったが、漁業経営を軸とした経済的機能は、分家、自立前の労働力関係はあるが全体として小さく、むしろ、同族意識をもとにした精神的な紐帯として、同族成員の相互利益の擁護、日常的な地域的つながりにとどまっている。しかし、地域の中で一定の有力漁家群を構成していることは否定できず、そのことを媒介として「力」の存在は無視できないものになっている。

注1) 山岡栄市「漁村社会学の研究」山岡栄市、大明堂、昭和40年。§2 漁村の社会集団論参照。

注2) 田の浦に古く「船番小僧」という貫子の制度があったとされている。前掲「漁村の生活」P.243。

VI 下津井地区の地域社会の変動

漁民の生活は「家」とともに地域の共同性によって支えられるところが大きい。海という自然を相手とする生業であるが故に、海難の危険は常につきまとい、人々は“事”ある毎に協力して対処してきた。又、自然の脅威に対して、熱い信仰心をもって共に神仏の加護に依存することも特徴としてきた。限りある資源に対しては、「掟」を作り、秩序を共に守りつつ、漁を営んできた。しかし、漁場は何処にも平等であるわけではないため、しばしば漁場争いがおこり、他地区の漁民と血を流してまで争ってきた。そうした時には、漁民は「村」一丸となって相争う激しい気性をむき出しにしてきた。この「漁場と漁業権」こそ、漁民のにとって命であり、そのためにムラを軸に固い共同性をもってきた。

漁民の生活は、年月のサイクルがはっきりしているため、その間をとって、人々は祭りを祝い、一時の休養をとってきた。貧しい、沿岸漁民であるため、軒を並べた家々は、共に助け合い、又、地域社会で、又、親から子へと独特の文化を伝えてきた。

独自の漁場が目前の地先海岸に限定されてきた下津井地区は、入会の確保、ムラや漁民毎の漁業権の割りあて等、共同と統一の維持が古くから求められてきた地区である。昭和30年以後は、資源確保に努める一方、埋めたてにともなう漁業補償等をめぐって、地域社会としてのまとまりを一層要求されるようになったが、同時に、伝統的なムラ秩序が大きく変る契機ともなった。こうした、漁村社会の変容を明らかにするのが本章の課題であ

る。

1 漁業協同組合と漁民

漁業協同組合（以下「漁協」とする）の出現は、はるか明治にさかのぼる。漁場と漁業権の管理は、藩政時代は「村」の管理であった。今日の下津井地区は、先にふれたように大島、吹上、下津井、田の浦の四藩政村であったが、これらの「村」は、漁民に対し、それぞれ、漁場、漁種、漁法の管理を行い、又対岸の四国各藩との入会の確保、管理も行っていった。時には、4ヵ村共同で入会漁場交渉も行っていった。しかし、明治19年、いわゆる明治政府の下に町村制が施行され、漁場権管理が「漁業協同組合」の設立によって移されていった。以後、「漁協」は、既得の漁場と漁業権の確保に努めるわけであるが、藩政時代以来の漁場紛争は絶えることが無かった。戦前の「漁協」は、漁場と漁業権管理を軸とする事業が中心で、販売等の事業は実施しておらず、魚介類の販売は直接、問屋衆との間でとりおこなわれ、漁民と問屋衆の関係が、漁民の生活を規定していた。

さて、「漁協」は、漁業に関する事業のほかに、地域社会を統括する役割を担っていた。藩政時代には、庄屋が行政的な筆頭者であるのに対し、「獵師頭」が漁民の総代とし存在し、明治になると戸長に対し、「漁捕総代、又は漁夫総代」として、漁民と漁村の地域統括者が、同じくおかれていた。漁業権設定に対しては、庄屋、戸長と共に、これら漁民代表者が名をつらねている。「総代」は漁協組合制定後、漸次「漁協」代表者にとって変っていったようである。このように、「漁協」とその役員は、明治以来、地域社会の統括の任を担っていた。字（部落）の役職層は、同時に漁協の役職者が兼ねていた。戦時下、隣組制度ができた以外、部落会が別に組織されることなく今日に到っている。正に漁協の下部の単位と部落が実質的に一体となってきた。

戦後、新しい「漁協」の設立を契機に、下津井地区の「漁協」は分裂する。かつての下津井、田の浦吹上、大島の3漁協は、現在、主要9組合（生産、販売、信用の三事業を担うもの）、4生産組合に分れている。一村一漁協の体制が崩れた現在も、しかし部落会（町内会）形成の動きはない。

下津井地区では、その成員が「下津井漁協」の組合員が多数を占めるため、「下津井漁協」の役員が、一応、部落を代表する形になっている。つまり、下津井地区の漁民以外の住民に対しても招集権をもつが、そうしたことを必要とするような活動はなされていない。

以上のように、漁民と地域社会の統括は「漁協」がもっている「漁協村落」と呼ぶべき形を歴史的にとってきたのが下津井地区の村落の特徴であるが、戦後、漁協の分裂、乱立によって、形式的には生産と地域社会生活の双方を統括しているようにみえる「漁協」も、後者の機能は著しく低下し、今日に到るも回復していない。

2 下津井漁村社会の地域活動

それでは、部落を単位とした地域活動がどのように行われているかについて次に明らかにしよう。部落（西の脇）は漁協の下部の単位であることから、漁民にとっては種々の漁協活動が同一にとらえられている。その典型的な活動は、昭和30年代、数多く続けられて

きた「漁業補償」の活動である。その経過については先に明らかにしたが、その討議の場は部落が単位であり、種々の討議と運動の過程で、漁民の意識を変えたのも部落を基礎とする単位であった。勿論部落から選出されている漁協役員が活動の中心となっている。部落内の漁民の事業は、年三回（春・秋・新年）に実施される“よべつ祭”と呼ばれる豊漁、安全祈願の祭礼がある。漁民以外は、集まることはないが、伝統的な年行事の一つである。

これに対し、地域全体を対象とする活動は子供会活動、祭礼（7月、11月）、運動会（9月）である（表-16）。これらの活動は、子供会が中心となって実施する。非漁家を含めた組織は子供会が唯一のものであるため、その子供会が部落全体を対象とする事業を担う役割をもっている。しかし、部落財政は何も無いため、必要な経費は、全て「寄付」で賄われている。それがこの部落の慣行である。しかし、その他、部落にかかわる事項は、部落の漁協役員が討議、決定し、漁家以外の人にも、それに従ってもらっているとしている。部落に付属する共有財産は、何も持ち得ていない。但し、部落内にある神社、倉庫（漁協所有）、船あげ場（漁協所有）は部落で管理の責任をもっている（表-17）。神社に関しては、子供会が具体的な管理を行い、灯明番を含めて子供会役員が請けおっている。倉庫は、県の補助金をもって建設したもので、現在は部落の集会場として利用し、船あげ場は、部落の組合員が「瀬戸大橋の補償費」を拠出して、近年、修理を施している。後者の2つは、部落の漁協役員が管理責任を有している。

表-16 部落内の行事

春	・よべつ祭（豊漁・安全祈願）・漁民
7月	・ぎおん祭
9月	・運動会（西脇）
11月	・木里神社祭礼
秋	・よべつ祭・漁民
正月	・よべつ祭・漁民
御大師講	・2軒の組が5組
	組ごとに各戸で月1度集まる。
	御参り・談話

表-17 部落の共有財産

・木里神社（子供会役員＝神社番）
・集会場（作業場として県補助で建設）
・船干場・船台（西の脇部落の管理、瀬戸大橋補償金で修理・漁協所有）

部落内のその他の組織では、青年部、婦人部（いずれも漁協組織と兼ねた部落組織）と老人会が存在している。しかし、青年会と婦人会については具体的な活動は何もなされていない。老人会は、市行政とかかわる事業（健康管理、レクリエーション等）が部落内の丁目毎に世話役が置かれて、一定数の老人の参加がみられる。しかし、これら三組織は、それぞれ別個に存在しているだけで、部落全体の地域活動としての位置づけはされていない。

部落内で唯一、伝統的に活動が続けられているのは、「御大師講」である。現在、西の脇全体で12世帯の組が5組作られ、非漁家も含められているが、漁民の比重が高い。月の20日に、順番に各家に集まり、お参りのあと談話を交わして終るというだけのものであるが、家庭や地域のこと、漁業のことなど、様々な地域の情報が飛びかっている。宗教を通して、地域内の共通意志を形成する役割は、小さいものではない。参加は婦人層が多いと

いう特質をもつ。昔は、お金を貯め「講をはったりした」ようであるが、現在は金銭の関係はない。お茶代を安く出すぐらいである。「御大師講」として葬儀用具をもち、講会員の葬儀は、講組が世話をする慣行ができあがっている。「講」は、宗教的儀式であるが、住民の交流の場としての役割を果たし、部落的結合にかわる役割を果たしているとも考えられる。

以上のように、この部落の地域活動をみると、戦前の村＝漁協の単一的なまとまりが非漁家も多数居住しているので、崩れたとみなすことができる。しかし、漁民の漁協を軸としたまとまりは、生産を媒介とした関係であるが故に、地域社会の基礎となっている。特に、漁協役員層の役割は、今日も大きい。具体的には、男子は、漁業生産をめぐる「漁協」の諸会合、そして、春・秋・新年に催される「よべつ祭り」での漁民男衆の集まり、婦人層は、「講」を中心とした集まり、これらを軸にして、漁民層の部落的結合は作られている。こうした活動の習慣が、町内会活動、青年や婦人活動が、ここの漁村部落に普及しない要因と考えられる。しかし、非漁家を含めた地域活動ということになると、全体として停滞している。それは、一つの混住化現象がすすんでいるにもかかわらず、「漁協村落」としての性格を、ここの部落がぬけきれないことによるものである。

Ⅶ 地域の工業化と漁業・漁民

江戸時代以前から瀬戸内海の内海航路の潮まち港として商業交易の拠点として、又、豊富な漁業の基地として、あるいは昆比羅参りの宿場町として、下津井はいろいろな“顔”をもって今日まで栄えてきた。しかし、戦後の40年間、下津井がもつ自然的、経済的条件が、様々に揺るがされつつ経過してきた。陸では、繊維業の不況が、連綿と続いてきた児島・下津井一帯の零細な繊維業者を苦況に追いこみ、漁でも食えない時、人々を僅かに潤っていた働く場所をちぢめていった。そして、下津井を支えてきた「海」そのものが大きく変わってしまった。児島湾の埋めたと水島コンビナートの設立、瀬戸内の航路化、瀬戸大橋の建設と下津井の漁村は、海の変貌をまともに受けてきた。そうした瀬戸内の工業化に対し、漁村地域と漁民がどのように対応しようとしているかを明らかにすることが本章の課題である。

1 漁場の喪失と資源の減少

もともと岡山県漁業が、きわめて狭い海域しかもたないことは先に明らかにしたが、下津井地区の漁民にとっては、特に水島地区の埋め立ては、多くの漁業権を消滅させていった。表-18は、昭和40年代、つまり水島コンビナート建設のため、水島A～E地区の埋め立てによる西児島漁協連合関係の消滅漁業権である。これらの埋め立てによって、下津井の漁民は貝類、雑魚、のり養殖、つば網漁、藻類等の浅海漁業の場を失った。水島地区の埋め立ては、直接の漁場の喪失だけではなく、稚魚類の成育の場を失い、他漁場の資源減少に与えた影響は大きい。

資源の減少は、瀬戸内本域にも及んだ。昭和40年代から、水島地区、あるいは香川県番

表-18 水島地区消滅漁業種

免許番号	漁業種類	関係漁協
児共 第26号	もがい、かき、あさり、 はまぐり	西児島漁連 浅口6ヶ組合
〃 第27号	もがい、おおのがい、 まてがい、あさり、は まぐりえむし	
〃 第28号	寄 魚	
児区 第7号	のり養殖業	
児共 第23号	つば網業	西児島漁連 倉敷市漁連 浅口6ヶ組合 笠岡市漁連
〃 第24号	〃	
〃 第25号	〃	
岡共 第212号	わかめ漁業 つきいそ漁業	
〃 第213号	あさり漁業	西児島漁連 倉敷市漁連 浅口6ヶ組合 笠岡市漁連
〃 第219号	つきいそ漁業	
岡区 第203号	かき養殖業	
〃 第204号	もがい養殖業	

岡山県水産課資料

の州地区の埋め立てのため、瀬戸内本域から海底の砂をさらっていった。これによって藻場は、削りとられ、魚の産卵場は次々と消えていった。昭和53年からの瀬戸大橋建設は、こうした傾向を更にすすめて、漁場を一層狭めている。

さらに、瀬戸内海の内海航路化も漁場をせばめ、且つ漁船操業をきわめて危険なものにしている。昼・夜区別なく往来する輸送船、タンカーの、夜間操業のえびこぎ漁等への影響は大きい。

こうした漁場の喪失、漁業環境の変更は、勿論、漁民に一定の“補償”をもって償ってきたことであるが、しかし、将来の展望を欠いて、“補償”にのみ依存する漁協の体質に若い漁民の批判が出されている。

㊸：「昭和40年代、エビは今の倍は獲れた。しかし、設備がよくなって小さいものまで獲ってしまって、ここ7～8年資源が無くなっている」。

㊹：「多くなる魚と全くいなくなってしまう魚とがいる。漁師も機械を使っ取りすぎる」「補償のことばかり考えるのではなく規制しても漁場を作ること。これからの漁師のことを考えることが必要」。

㊺：「たこの資源の不足がめだつ。資源は減っているが、設備の改善で漁獲は増えている」。

このように、資源不足を誰しも指摘しつつそのなかで、機械や設備の改善、漁法の改良を加え、その資源不足を補ってきた。しかし、そのことが、逆に資源不足を助長する面もあることが指摘されている。水産行政や漁協が、養殖、放漁に重点をおきつつあるが、専有海面そのものが狭いため、一部の漁民にしか恩恵が与えられないという面も存在している。

2 漁協の変容と漁民

漁協が漁業生産と漁民の生活に、今日も重要な役割を果たしつつあることは先に示したが、漁協自体も、工業化の波の中で変容したことが伺える。それは、度重なる漁業補償の波の中で漁協は常に中心的な役割を果たす立場におかれ、金銭をめぐる決定権を漁民に対しても、行政や企業に対しても掌握することを続けてきたことによるところが大きい。昭和30年代、補償問題の初期には、資源問題や漁民の生活問題が多少とも課題となったが、昭和40年以後、瀬戸内全体が国、県の開発行政の中心になってくると、「漁協」自体が開発行政と同じレールにのってしまふことになる。全て漁業補償をもって解決しようとする漁協運営に徹してしまつたともいえる。

しかし、補償をめぐる運動の過程で漁協組合員自身の変化も見逃せない。漁協役員の意見に対し、組合員が自らの意見を述べる姿勢が生れ、補償をめぐる紛糾がしばしばおこり、漁協の分裂、訴訟問題、も生じている。一方で、多くの漁民は、海を汚染する企業に対し、漁船デモを敢行するなど、資本や権力に対する批判の行動も経験してきた。こうして、漁協役員層（上層漁民）による一元的支配が、崩れたのもこの補償をめぐる運動のなかでのことである。海苔養殖の許可権が、一部の漁民に専有されていること、あるいは、一部役員と同族を利用した漁業権の私的専有、倉庫業（冷凍）、水産加工場の設立などに批判の声も出されている。いまだ、漁民の声が、沿岸漁業と漁民の生活を再建する方向に向っているわけではないが、漁協や地域社会の変化に一定の影響を与えている。

表-19は、漁民の投票行動を示したものである。Ⅰ層～Ⅲ層の夫・妻の投票行動は自民党から共産党まできわめて分散している。特に、漁業補償をめぐる革新団体、あるいは革新政党の運動が、漁民の中に革新政党の支持層を作っていることが明らかである。こ

表-19 漁民の投票行動

○' 漁協役員

Ⅰ層	③' 夫	市議 共産党	Ⅱ層	⑫ 夫	自民党	
	妻	県会 自民党		妻	特になし	
	⑥' 夫	社会or共産党		⑳ 夫	自民党(組合推せん)	
	妻	社会党 市議 漁連		妻	組合推せん	
	⑤' 夫	自民党		㉑ 夫	なし(組合推せん)	
	妻	自民党(組合推せん)		Ⅲ層	⑨ 夫	社会党
	嫁	自民党				(市議) 組合推せん
	④' 夫	自民党			⑮ 夫	(市議) 共産党
	⑬ 夫	自民党(漁民のためなら社・共でもよい)			妻	自民党(組合推せん)
	妻	自民党			⑰ 夫・妻	なし
⑳ 夫	なし(県議漁連で集まった)	⑳ 夫	自民党			
妻	社会党	妻	自民党			
㉑ 妻	共産党	㉒ 夫	共産党			
妻	自民党	㉓ 夫	自民党			
妻	自民党	妻	自民党			
Ⅱ層	②' 夫	組合長推せんの人。地元の人(自民党)	Ⅲ層	㉔ 夫	自民党	
	妻	なし		妻	自民党	

注：実態調査より

れに対し、漁協は市議から国政レベルの選挙まで、地元の「利益代表」、又は自民党の支持、推薦の姿勢をとっているが、その支持・推薦が、漁民に対し必ずしも拘束力をもっていないことを示しており、漁協役員の中にも、革新政党支持が生れている。「漁民のためになる人なら自民党でも共産党でも」(㊸)と きわめて開かれた投票行動を示している。

以上のように、瀬戸内海沿岸の工業化は、一方で漁業を大きく変化させ、漁業の将来に厳しい環境を作り出したが、地域の漁業環境の悪化とそれに対する生産と生活の補償をめぐる、漁民の行政や企業に対する運動の過程で、漁協と地域を変化させる自らの力を作り出してきた。地位や権威、資本の力や行政権力に一方的に従うことなく、自らの立場や意見を明確にする態度を持つ、漁民が生れつつあることが明らかとなった。開発行政による瀬戸内海の変容は、行政と資本の力を動員した巨大なものだけに、今日の漁民の変化だけでは抗しきれものではないが、新しい漁法の開発や、行政を「作る漁業」へ転換させる運動の流れのなかで、瀬戸内の漁業は次の世代に確実に引きつがれていくものと考えられる。

Ⅷ まとめ

本稿は、瀬戸内沿岸の漁村社会と漁民の変動を生活史、生活過程を基底にして明らかにするのが課題であった。瀬戸内は、戦後資本主義の発展、とりわけ工業化の影響を大きく受けてきたが、その過程のなかでの漁村社会と漁民の変動の姿が、以上の分析である程度、明らかにすることができた。

その第1は、漁業技術の開発も含めて、新しい漁法の開発が著しく進められているが、漁家の新しい漁法や技術の導入、そして許可漁業権の所有を軸に、漁民の階層分解がすすんでいることである。瀬戸内の沿岸漁民の経営は、「家族協業」を基本としているが、そうした漁民層の分解のなかで、雇傭・被傭関係が部分的には生れている。

第2は、漁民の生活過程は、その所有する許可漁業権にもとづく、操業の過程によってかなり異なること。つまり、年間の労働の周期、さらには、一日の生活周期も家によって異にし、家族生活もそこに規定されていることが示された。

さらに、この間の漁業の変化は、漁民の生活史、家族員の動向、婚姻形態まで含めて、下津井漁村社会の一定の形態を大きく変えていたことも明らかとなった。

第3には、いわゆる「漁協部落」としての特質の問題である。「漁協」を軸とした部落のまとまりは、今日も依然として生き続けていて、漁協がたての関係を形成しているとすれば、血縁関係と講組織が、人々を横に結びつける役割を果たすという部落の基本構造が明らかにされた。この構造が、町内会；あるいは婦人会活動など、新たな地域組織を生み出す契機を遅らせているとも考えられる。しかし、非漁家層が、部落内の半数近くに迫り、「漁民」としてのまとまりのみでは、地域社会が成り立たない要素も生れている。

最後に、倉敷市全体の社会変動、とりわけ工業化の中での漁民と漁村社会の問題である。一連の工業化、あるいは瀬戸内の「開発」は、漁民に対し深刻な打撃を与えた。漁民は「漁業補償」の運動のなかで、行政・資本、そして自らの組織である漁協との対応を迫られた。漁業補償の運動は、生活保障のたたかいであるが、もう一面で、運動の過程は漁民の自立

や自覚の高まりを促した。漁民がみせたこうした変化が、今後の漁村社会を変えていく基本的な力となっていくであろう。